

發せられなかつたから、臺灣も全く知られなかつた。然るに後漢の末より三國へかけて福建が漸く開發せらるゝことになり、臺灣も漸く知らるゝに至つた。唐以後になるとその關係は漸く深く、殊に明代になつて一層深くなり、彼の鄭成功的清朝に對抗した時には、如何に臺灣と福建との關係が密接であつたか茲にあらためて言ふまでもない。若し過去に於て臺灣と福建とが互に關係あつたとしたならば、現在若くは將來に於て、國家の經論に志す者は矢張その關係について注意を拂ふべることであらう。これがこの演題を掲げて卑見を述へた所以である。(完)

## 葡萄牙人澳門占據に至るまでの諸問題

藤 豊 八

### 一 問題の範囲

- 11 Fernão Peres de Andrade 來航の支那記録。加比丹末と火者亞二二
- 11 Martim Afonso de Mello Coutinho 來航の支那記録
- 四 Tamão (Tamon) は何處か

- 五 寧波に於ける葡萄牙人及び其所謂居留地。その來航及び被驅年代  
六 漳州に於ける葡萄牙人。その來航及び被驅年代  
七 通商許可の年代。浪白澳と蠔鏡澳  
八 澳門占據の事情及びその年代  
九 Lima Hong 及び Chang Si Lao は誰か

## 備考

## 一 問題の範圍

葡萄牙人の澳門<sup>(1)</sup>占據は西勢東漸史上に於ける一大事件である。しかもその占據までの經過及び事情に關して、葡萄牙人の所傳と支那人の所傳との間に往々相違があり、抵牾があり、少なくとも相違があり抵牾があるかの如く見えて、頗る讀史者の目障となつて居る。さればとてこれが根本的解釋も、予輩の知れる限りに於ては、いまだに世に現はれないやうである。若しこの一小論文が從來東西所傳の相違若しくは抵牾と信ぜられたる問題に對し幾分にても解釋を與へ、この一大事件の真相の闡明に幾分にても寄與するを得ば、寧ろ望外の幸である。

從來西洋學者が此事件に關して引用する支那材料は概ね清朝學者の手に成れる、いはゞ第二次以下のそれである。『明史』はまだしも、『中西紀事』といひ『澳門紀略』といひ、『香山

縣志」といひ、さては『海國圖志』『廣東通志』といひ皆な然りである。此等の材料のみを以てして、正徳嘉靖間の事件に關する問題に對し、根本的解決を與へ得ざるは固よりである。否な廣東なる地方の中央を距ること餘りに遠く、且つ當時の支那人の海外の事情に通ぜざるの餘りに甚だしき結果、明人の所傳特にその編纂の諸書にも深く信を置くに足りないものが極めて多いのである。而して『明史』以下の材料は大體に於てその系統を同じくし、『明史』の底本は『明史稿』であり、その本づくところは主として何喬遠の『明山藏』に外あるまいと想はゝのである。今試に同書王享記東南夷三満刺加 Malacca 條末の文を擧ぐると左の如くである。

正徳十三年、國王蘇端媽末爲佛郎機<sup>(1)</sup>會所逐、而據其地、使三十人者從廣東入貢。時廣東左布政使吳廷舉兼海道副使、議許之。廣東守臣以佛郎機故不列于王會、羈其使以聞、詔給方物、慎遣之歸。使者留不去、劫奪行旅、掠食小兒、廣人苦之。會滿刺加來訴、御史丘道隆、何鰲相繼疏言、佛郎機擅奪天朝受封之夷、據有其他、且駕大舶操凶器往來交易、爭鬭殺傷、此南服禍始也。昔祖宗時、夷貢有期、毋敢闖入。自吳廷舉議弛禁、于是夷心無厭、射利如隼、揚帆如馳、以致佛郎機伺隙而侮、今宜驅絕之。母留詔從之。而佛郎機有使者曰亞三能通番漢、賄江彬薦之。武宗從巡幸、武宗見亞三、時學其語、以爲樂。地日有事、四夷館入坐而見禮部主事梁焯焯怒杖亞三、彬聞大訛曰彼嘗與天子遊戲、肯下跪一主事耶。(進士、以諫南巡被杖)世宗即位、佛郎機復以接濟使臣以糧爲名請、以所齎番物如例抽分、詔復絕之。率其屬疎世利等千餘人破巴西國、入冠新會。

縣西草灣指揮柯榮百戶王應恩截海禦之生擒別都盧疎世利等四十二人斬首三十五級餘賊復來接戰應恩死之海道副使汪鑑遂得其銃以獻名佛郎機銃自是佛郎機諸番夷舶不入市粵而潛之漳州二十六年巡視浙福都御史朱紳嚴海禁漳人不敢與貿易捕逐之夷人憤起格盡爲我所殺語在日本記而廣東督臣林富更言許佛郎機市有四利焉中國之利鹽鐵爲大山封水燉迄迄終歲僅充常額一有水旱勸民納粟猶懼不既舊規番舶朝貢之外抽解俱有則例足供御用利一也兩廣用兵連年庫藏日耗藉以充軍餉備不虞利二也廣西一省全仰廣東今小有徵發即措辦不前利三也貿易舊例有司擇其良者如價給之其次資民買賣故小民持一錢之貨即得握柄展轉交易可以自肥利四也助國給軍既有所賴在官在民又無不給此因民之所利而利之也非所謂開利孔爲民罪梯也從之以此佛郎機機得入廣東香山鴻爲市香山鴻之有佛郎機若懸疣然而溝刺加國竟爲佛郎機所據漸奉之爲真主矣下略

『明史稿』はこゝに正徳十三年とあるを十三年正月に作り使三十人者とあるを遣使臣加必丹末等に作り亞三と火者亞三に作り御史丘道隆何鰲の上言と十五年二月の事とし且つ各別にその略を擧げ亞三につきては明年十六年武宗崩亞三下吏自言本華人爲番人所使乃伏法といつて居る。又た明史稿は佛郎機銃に關する嘉靖九年秋の汪鑑の上言を載せ火砲之有佛郎機自此始然將士不善用迄莫能制寇也と評し次に

初廣東文武官月俸多以番貨代至是貨至者寡有議復許佛郎機通市者給事中王希文力爭乃定令諸番不以時及勘合差失者悉行禁止由是番舶幾絕

ところ、巡撫林富の上言を擧げ、「自是佛郎機得々入香山澳爲市、而其徒又越境商於福建、往來不絕」と。ひ「二十六年朱紈の通番嚴禁に及んで居る。」これは至當の更正であつて、林富の兩廣を督したのは嘉靖七年から同十一年の間であるから（弇山堂別集卷六四回より）朱紈の通番嚴禁の前でなくてはならぬ。たゞ林富の上言が嘉靖七年から同十一年の間の何年であつたか、確定することは出来ぬが、「明史稿」に九年秋汪鑑上言の後にこの事を擧げて居るのを見ると、略ぼ十年頃であつたらうと思はるゝのである。而して「明史」の記事も略ぼ「明史稿」と同様であつて、清時の諸書は大抵之に依つて居るのである。

又た葡萄牙方面に在つて根本材料と目せらるゝものは、*João de Barros* の *Asia* であら、*Diogo do Couto* のその續編であら、*Fernão Lopes de Castanheda* の *História do Descobrimento e Conquista da Índia pelos Portugueses* であら、*Monoel de Faria e Sousa* の *Ásia Portugueza* であり、*Gaspar da Cruz* の *Tractado da China* である。その他 *Mendez Pinto* の *Peregrinação* も疑はれながら、支那方面の事件に關しては屢々参考せられて居る。而して此等の諸書を依據として編纂せられ、最も手近に且つ手短に吾人の利用し得らるゝものに *Volpielli* の *Early Portuguese Commerce and Settlements in China* (C. B. R. A. S. Vol. XXVII), *Davvers* の *The Portuguese in India*, *Ljungstedt* の *Historical Sketch of the Portuguese Settlement in China*, *Montalto de Jesus* の *Historic Macao* などがあら。予輩は葡萄牙語に不案内である。しかも此等英文の諸書と葡萄牙文の翻譯抄譯等とに依り、大體葡萄牙人所傳の如何なるものかを知ることが出來やうと想ふ。而して彼等

の所傳と支那の所傳と實際の如何なる相違があり、はた抵牾がありとせばその孰れが正しさやを決し、事の真相を明にせんとするのがこの小論文の目的である。

## 11 Fernão Peres de Andrade 來航の支那記録。加比丹末と

### 火者亞[1]

シムマヒもなく葡萄牙艦隊が Fernão Peres de Andrade に率はられて所謂「支那灣」即ち支那海上に現はれ、一旦葡萄牙人等の通商港 Tamão (Tamou) に入り、その艦隊の一部二艦を率ひて廣東に入ったのは西紀一五一七即ち武宗正徳十二年である。しかるに『名山藏』『明史稿』以下之を正徳十三年の事として居るのみでなく、明焦竑の『獻徵錄』同茅瑞徵の『象胥錄』皆然りである。たゞ明鄭燬『東西洋考』に引ける廣東通志には「佛郎機素不通中國」正徳十二年、駕大舶突至廣東澳口、銃聲如雷以進貢爲名云々といひ、正しく十二年になつて居る。固より二と三とは譌し易いから、この書の十二年も或はもと十三年になつて居たものともいへやうが、こゝに決して疑ふべからざる材料がある。そは『籌海圖編』卷一三に見ゆる目撃者の言である。即ち

刑部尙書顧應祥云、佛郎機國名也、非銃名也、正徳丁丑予任廣東僉事署海道事、幕有大海船、二隻直至廣城懷遠驛稱係佛郎機國進貢其船主名加必丹、其人皆高鼻深目以白布纏頭、如

回回打扮即報總督陳西軒公金臨廣城以其人不知禮令於光孝寺習儀三日而後引見查大明會典並無此國入貢具本參奏朝廷許之起送赴部時武廟南巡留會同館者將一年今上登極以其不恭將通事明正典刑其人押回廣東驅之出境去訖其人在廣久好讀佛書云云

正德丁丑是十二年である。顧應祥はこの事件に關して啻に目撃者であつたばかりでなく實にその當局者であつた。従つてその言は最も信ずるに足り且つ頗る葡萄牙人の所傳と相合ふのである。加必丹はいふまでもなく Capitão の音譯でこゝには Fornão Peres を謂ふのであらうし、葡萄牙人の所傳に據るも、そが廣東省城に向つたときには實際海船二隻を率ゐて居たのである。陳金は前後二次總督兩廣軍務に任じたが、こは後の時の事で即ち正德十一年から十二年の間である(弇山堂別集卷六四)。當時總督は梧州に駐して居たから即報總督陳西軒公金臨廣城といつたのであらう。而してこの事が陳金の兩廣總督在位中に起つたとすれば葡萄牙人來廣が正德十二年の事たる益明白を致す道理である。何となればこの人は十二年中にその職を去つたからである。又た明實錄正德十二年五月の條に

命番國進貢並裝貨舶船權十之二解京及存留餉軍者俱如舊例勿執近例阻遏○先是兩廣姦民私通番貨勾引外夷與進貢者混以圖利招誘亡命略買子女出沒縱橫民受其害參議陳伯獻請禁之其應貢番夷不依年分者亦行阻回至是有布政使吳廷舉巧辦興利請立一切之法撫按官及戶部皆惑而從之不數年間遂啓佛朗機之釁副使汪鏗盡力剿捕僅能勝之於是造船鑄銃爲守禦計所費不貲而應供貢番夷皆以佛朗機故一槩阻絕舶貨不通矣利源一

## 啓爲患無窮廷舉之罪也

といふ記事がある。これは單に正徳十二年五月に番國進貢及び商舶に十の二を課稅し、その貢市を許したのをいつたのであるが、その説明にこの議を發した吳廷舉を咎め後年佛郎機の釈を致したのを喋々しては居るが、この年にそが來航したことを黙殺して居る。鄭曉『吾學編』名臣記卷二五尙書吳公即廷舉條に據ると「(正徳九年陞廣東右布政使立番舶進貢交易之法平傳役……十一年轉左十二年湖南饑陞副都御史賑濟云云)」といつて居る。されば廷舉が番舶進貢交易の法を立てたのは正徳九年の事で、そが左布政使に轉じたのは十一年副都御史に陞つて湖南に移つたのは十二年の事である。『名山藏』に廣東左布政使吳廷舉が佛郎機入貢時に海道副使を兼ねその入貢を許さんと議しといふのは十二年の事であらう。こは番舶進貢交易の法を立てた吳廷舉としては、主義上しかあるべきである。而して明實錄の編者はそが佛郎機入貢を議したこと、番舶入貢交易の法を立てたこと、を混同し十二年五月の條に貢船と商舶とを問はず、課稅交易を許すの命を擧げたものと見ゆる。なほ吳廷舉が廣東在任は十二年中まで、その年に湖南に移つたことより推すも、葡萄牙人來廣が十二年を出でることは愈々明白だといはざるを得ない。

Fernão Peres の西紀一五一七即ち正徳十二年支那に來航する預め葡萄牙王から支那皇帝への使者として Thomé Pires なるものを伴ひ、次年そが廣東を去らんとする使節及びその一行を上陸せしめたといふ。尤もこれは Barros の所傳であるが、Castanheda 等は Fernão

Peres それ自身を使節だといつて居るといふ。この使節の名につきて『名山藏』には「正徳十三年、國王蘇端媽末爲佛郎機會所逐而據其地、使三十人者、從廣東入貢」といふのみで使者の名を擧げて居ない。ところが焦竑の『獻徵錄』には

佛郎機近滿刺加島夷之黠暴者前代及國初俱未通正徳十三年其會弑國王遣加必丹末等三十人入貢請封云云

といひ加必丹末なる使者の名を擧げて居る。いふまでもなく『名山藏』の蘇端媽末は Sultan Mahomed の對音で滿刺加王を謂ふのであり、『獻徵錄』の加必丹末は Capitão Mór の對音、加必丹の首領で Fernão Peres を指すのである。而して予輩はこゝに支那材料の多くが何故に所謂佛郎機入貢の年を誤つて正徳十三年としたかの理由を發見し得る心地がするのである。試に上に引ける『名山藏』の文を讀め。正徳十三年に三十人者を使したのは蘇端媽末なりと解するが穩當である。さればこの使者は滿刺加の使者で、佛郎機の使者ではない筈である。然るにその下文を讀むと、その使者は疑もなく佛郎機のそれである。さればこの紀事には滿刺加と佛郎機との間に混亂があるのであつて、實際正徳十三年に入貢したのは満刺加であつて佛郎機ではないのである。然るに『獻徵錄』に至つては、略ぼ名山藏の文に據り曖昧ながら之を全く佛郎機の事とし、爲めにその入貢の年を正徳十三年とし、「明史稿」より「明史」に至り遂に動かすべからざるものとなつたのである。尤も朱執の事件以後一派の爲政家は故らに佛郎機を即ち満刺加とする必要があり、爲めに『明實錄』

にも正德十二年に佛郎機の入貢を載せず、却つて番國通商許可の命を擧げ、吳廷舉攻撃に茶を濁して居る。政爭の弊もこゝに至りて極まれりと謂ふべしである。

葡萄牙人の所傳に據れば、葡萄牙使節の一行為西紀一五二〇年一月始めて北京に向ふの許可を得次年正月その地に達したといふ。正德十五六年の交、そが北京に居つたことはその頃の御史何鰲の上言に留驛者違制交通入都者桀鰲爭長といへるのでも知れる。特に顧應祥の言に「朝廷許之起送赴部時武廟南巡留會同館者將一年、今上登極以其不恭將通事明正典刑、其人押回廣東驅之出境去訖」といへり、いふまでもなく今上は世宗であつて、使者入京より世宗登極までの間を「將一年」といへば、その入京は略ぼ正德十五年の事であつたらう。而して「名山藏」「明史稿」以下皆な争うて佛郎機使者火者亞三の事を傳へ、甚だしさは之を以て佛郎機使節の名とするものさへあるに至つたが、これが佛郎機即ち葡萄牙人でないことは、その名に火者 Khoja を冠するを以ても知られ、特に「名山藏」に「能通番漢」といひ、「明史稿」に「明年(十六年)武宗崩、亞三下吏、自言本華人、爲番人所使、乃伏法」といへるにて、そが葡萄牙使節の通事たりしが知れるのである。即ち顧應祥の言に「今上登極以其不恭將通事明正典刑」とあるがそれである。而してその使節は武宗の遺詔に「哈密及土魯番佛郎機等處進貢夷人俱給賞令還國」と見え、顧應祥の言に「其人押回廣東驅之出境去訖」といへるが實際であらう。なほこの葡萄牙の使節は、顧應祥の言に船主加必丹と區別してあるから、Barros の傳ふる如く Thomé Pires であらうと想はるゝが、其人在廣久、好讀佛書」といへる、佛書とは耶蘇經

典を指すものゝやうで、非常に敬虔の人であつたらしく、そが支那に留つて布教に從事したとしふ Pinto の傳へも、強ち虚妄の言とのみはいへないやうである。

### 〔1〕 Martim Afonso de Melo Coutinho 來航の支那記録

Fernão Peres の支那人に對する極めて克己的で且つ極めて調和的であつたことは、葡萄牙人の傳ふるところであるが、こは顧應祥の言に「以<sup>シ</sup>其人不知禮、令於光孝寺習儀三日、而後引見」とあるにても大略は推測が出來る。而して爲めにその來航の目的たる通商の許可も得られたやうで、『名山藏』には「詔給<sup>シテ</sup>方物遣<sup>ス</sup>之歸」といひ、特に『明實錄』に佛郎機人に對してとは明言してはないが、一定の課稅の上、その通商を許可すべき命令の載せてあるを見るのである。然るに之に次ぎ西紀一五八八年(正徳十三年)その兄弟なる Salmão de Andrade の來航するに及びて局面は全然變化した。 Fernão Peres の來去は先づ平靜の間に行はれたといつてよい。從つて甚だしく支那人の耳目を聾動しなかつた。然るに Simão の來る迄に Tamão(Tamou)に砦柵を設け、支那の主權を侵害する種々の行動を敢てし、或は財物を奪ひ、或は子女を掠めたとさへ傳へられて居る。支那の材料にはこの兄弟二人の所爲を分別して記載した様子はない。殆ど同一人物とでも想ふたのであらう。かくて Simão 放恣の結果は正徳十五年(西紀一五二〇)御史何鰲等の上言となりて現はれ、在澳番船及び番人潛居者驅逐の命令となつたのである。かくて彼等は支那艦隊の爲めに Tamão(Tamou)に包囲せられ僅かに風を利

して一方の血路を開き滿刺加に逃歸するを得たといふが、この戦争に就いては支那材料には詳細なる記載がなく、たゞその驅逐をいふのみである。

支那に於けるかゝる状態を知らずして Martim Afonso de Melo Coutinho は葡萄牙王 Dom Manuel の命を含み支那に現はれたといふ。そが Lisbon を出發したのは西紀一五二一年の例の Tamão (Tamon) に向ひ、支那と和親の關係を結び、Tamão (Tamon) 若くばその他の適當なる地點に砦棚を設け、國人をして居留状態に於て通商を營ましむるを目的としたのであつた。この目的はさきに已に葡萄牙の使節の支那に派せられし情形よりして、容易に達し得べきことを信じて居たので、彼は實に新設せらるべき砦棚の加必丹なるべき命とも受けて居たのであつた。かくて彼は六隻の船隊を率ゐて西紀一五二二年 (世宗嘉靖元年七月 Malacca) を發し、八月に Tamão (Tamon) に達したといふのである。こゝに『名山藏』に所謂「世宗即位佛蘭機復以接濟使臣衣糧爲名、請以所齎番物、如例抽分、詔復絕之、率其屬疏世利等千餘人、破巴西國、入寇新會縣西草灣、指揮柯榮百戶王應恩、截海禦之、生擒別都盧、疏世利等四十二人、記斬首三十、五級、餘賊復來接戰、應恩死」の戦が起つたのである。この事件は『明實錄』にも載があつて、即ちその嘉靖二年三月條に

佛朗機國人別都盧寇廣東、守臣擒之。○初別都盧恃其巨銃利兵、劫掠滿刺加諸國、橫行海外、至率其屬疎世利等千餘人駕舟五艘、破巴西國、遂寇新會縣西草灣、備倭指揮柯榮百戶王應恩率師截海禦之、轉戰至稍州、向化人潘丁苟先發衆兵齊進、生擒別都盧、疏世利等四十二人、

斬首三十五級、俘被掠男婦十人、獲其二舟、餘賊未兒丁甫思多滅兒等、復率三舟接戰、火焚先所獲舟、百戶王應恩死之、餘賊亦遁逃、巡撫都御史張嵒、巡按御史冷敬以聞、都察院覆奏、上命就彼誅戮、梶示、

といつて居る。而して『明史稿』『明史』以下は概ね『名山藏』と『明實錄』とに據りて文を成して居る。さすがに『明山藏』にはこの戦争のあつたのと、使臣接濟を名として來りて求市したのとを別年として居ないが、『明史稿』『明史』などは來りて求市した年を嘉靖元年(西紀一五二二)とし、戦争のあつた年を同二年として居る。尤もこは焦竑の獻徵錄茅瑞徵の象胥錄からして既に然りである。想ふに此等諸書の編者は『明實錄』に據つた積であらう。實際『明實錄』はこの戦争の事を嘉靖二年三月に繋けて居る。しかもこれはこの戦争の後巡撫都御史張嵒等が廣東から以聞し、都察院が覆奏し、幾多の手續を経て、『彼に就きて誅戮梶示すべし』との上命が降つた年月である。故に『實錄』にはこの戦争を叙するに「初云云」といつて居る。支那公文の記事にはかゝる例が一般である。されば『實錄』のみにてはこの戦争が嘉靖二年三月に起つたものと視ることは出來ぬ。たゞ二年三月以前遠からざる時期に起つたといふことが知らるゝのみである。『明史稿』等に之を二年に起つたとするは速断である。予輩は未だこの戦争に關する年月の詳細なる所傳を支那材料中に發見する能はざるも『名山藏』の所傳と『實錄』に對するかゝる見解とに依り之れを嘉靖元年の事とするの至當なるを想ふのである。

葡萄牙人の所傳に據れば、この戰争に於て虜にされたものは Pedro Homem である。又が支那所傳の所謂別都盧であらう。疎世利は不明であるが、實錄の未兒丁 Martim Afonso de Mello は即ち Martin Affonso de Mello Coutinho であらう。なほ巴西は賈瑪 Paeem (Pasumah) の對音で Sumatra 西北岸上の 1 國である。この國と葡萄牙人の交渉は西紀一五一〇年 Albuquerque が Malacca 攻擊の際から始まり、同一五一七 Fernão Peres de Andrade が始めて支那に航せし際に於てもこの地で胡椒を購入したところ。而して葡萄牙人が一旦此國を服屬せしめたのは西紀一五二一即ち正徳十六年で、恰も嘉靖元年 Martim Afonso 等が支那に來航した前年に當つて居る。固より Martim Afonso & Pedro Homem との服屬に關係したのでないが、當時この報が支那に傳はつたから、支那人は之を以つてすべて彼等の所爲と速斷したのであらう。<sup>(4)</sup>

#### 四 Tamão (Tamou) は何處か

こゝになほ 1 つの問題が残つて居る。西紀一五一七 Fernão Peres が所謂支那灣即ち支那海上に現はるゝやそこが先づ碇泊した港は Tamão (Tamou) である。是より先西紀一五一に Jorge Alvares 同 1516 に Raphael Perestrelo が探險的に支那に來航して通商に從事した處もそれだとさへ。又たその後西紀一五一八 Simão de Andrade が砦柵を設けた處も矢張その地だとひ Martim Afonso が入港せんとして支那艦隊と戰つたところもその海上だ

ヒューマ<sup>o</sup>。而して Danvers 氏は又 Tamão (Timão) と綴り、上川島の西北海岸に在る有名なる港口で支那及び外國商賈はその各の商貨を買却せんが爲めにこゝに會する所とする (The Portuguese in India, I, 338)。Ljnnstedt 氏も亦た同様のことをして居り (Historical Sketch of the Portuguese Settlement in China, 7) 及 Volpicelli 氏は之を Tamao と綴り、上川島に在り、後 S. Francis Xavier の死し其の葬られた處である、と云ふがこの島上の那邊に在るかを示してなし (C. B. R. A. S. Vol. XXVII, 40)。然るに Montalto 氏は之を Tomon と綴り、上川島に隣せる下川島に在りとなし、名は Namo Harbour と註して居る (Historic Macao, 2-3)。かくて葡萄牙人と支那人否な近世東西通商最初の地點は上川島に在りと、ひ、下川島に在りと、ひ、全く霧中に葬られてしまつたのである。

明時に於て上川島附近が西南海上より支那に向ふの要衝に當つて居たことは事實である。明曹學栓の『廣東名勝誌』新寧縣條には「半塘之水源出鴻村、峒海之水源出大隆山、其南爲大牌海、又南逕銅鼓山、衆水合焉、風濤觸石聲如銅鼓、是爲銅鼓海、至、上川、左、右、爲大小金門、又、西南二百里、番船往來之衝、是爲寨門海」と、ひ、萬曆三十年郭秉等編輯の『廣東通志』卷一四には上川山之左曰「大金門海」、在海晏都、流接銅鼓海、右曰「小金門海」、諸夷入貢、風逆、則從此進其西南曰「寨門海」、西番船往來之衝) と、ひ、つて居る。これでも大體は知れるが、特に『籌海圖編』卷三には

嶺南濱海諸郡、左爲惠潮、右爲雷廉、而廣州中處、……嘗考之、三四月東南風汛、日本諸島入  
葡萄牙人澳門占據に至るまでの諸問題

寇多自閩趨廣，柘林爲東路第一關鎖，先會兵守此，則可以退其衝而不得泊矣。其勢必趨中路之屯門、鷄栖、佛堂門、冷水角、老萬山、虎頭門等湧，而南頭爲尤甚。或泊以寄潮，或據爲巢穴，乃其所必由者。附海有東莞大鵬戍守之兵使添置往來，預爲巡哨，遇警輒敵，則必不敢以泊此矣。其勢必歷峽門、望門、大小橫金山、零丁洋、仙女湧、九竈山、七星洋等處，而西而浪白湧爲尤甚。乃番舶等侯接濟之處也。附海有香山所成守之兵使添置往來，預爲巡哨，遇警輒敵，則亦不敢以泊此矣。其勢必歷厓門、寨門、海萬船山、網洲等而西而望峒湧爲尤甚。乃番舶停留避風之門戶也。附海有廣海衛新寧海、朝所戍守之兵使添置往來，預爲巡哨，遇警輒敵，則又不敢以泊此矣。

といつて居る。これは嘉靖中葉以後のことではあるが、上川下川の附近に於て所謂望峒湧なる海口があつて、番舶停留避風の門戸となつて居たといふことが知れるのである。『廣東名勝志』及び『廣東通志』の所謂銅鼓山大小金門海は大抵の支那地圖には見えて居る。寨門海といふのは、廣海寨の西徒門の附近に寨門といふ小港があるが、多分その附近であらう。又た『籌海圖編』の萬斛山は明時の地圖に見えて今の地圖に見えぬ。しかしその位置及び名稱の類似より推すと、濟州山の西南なる礬石山を謂ふので、網洲は礬洲即ち硇州の諺であらう。そしてその望峒湧は寨門のやゝ東に今も望頭といふ湧があるが、多分それであらうと想ふ。されば嘉靖から萬曆にかけて、此等地方の要口、即ち番舶の輻湊したところは今の寨門若くば望頭であつたやうである。いふまでもなくこの邊は大陸と上下川等の島嶼に囲まれて一大灣を成し、船舶の避風には至極便利な筈である。

葡萄牙の船舶が時に上川島に碇泊したことは固より疑ふの餘地はない。Xavier がこゝに逝き、こゝに葬られたのはなによりの證據である。而してこの人の關係からして上川島 (Sanchuan, Sancian) の名は葡萄牙人否な一般西人の間に極めて重く、遂に彼等が支那に於て最初に通商した Tamão (Tamon) をこの島上に置くに至つたのではなからうか。たゞこの島は明一統志に

在新會縣西南一百四十里海中上川石山而下川土山皆產香蠟竹藤之屬而上川爲優居民以賈海爲業洪武中遷之今爲荒墳

といひ、曾ては賈海の居民も居たやうで、特にその西北岸を稍離れた島上に後世天后宮が祀られて居る。たゞこの島沿岸に Tamão 若くば Tamou に似た名の海口がない。従つて Mendoz 氏の如き之を Namo の訛と見て、下川島に移して居る。この Namo はいふでもなく那霧であつて、そは下川島西南岸に在る小港である。

今翻て支那の材料を見ると、嘉靖元年西紀一五二二、往々誤て嘉靖二年として居る佛郎機の入犯したのは新會縣の西草灣として居る。こはあるきに已に説いた如く Martim Affonso de Melo Coutinho 來航のことを謂ふのであつて、葡萄牙人はこの戰をも Tamão (Tamon) に起つたこととして居る。さればこの港は所謂西草灣附近に在るべきである。たゞ西草灣といふ地名は今の地圖に見當らぬが、廣海寨の直ぐ西に南草灣といふのがある。新會縣の西草灣といへるから觀ると多分これであらうと想ふ。従つて Tamão (Tamon) は上川島上若くばそ

の附近に在るものとして然るべきやうであつて望嶺澳を指すのかも知れぬ。たゞ明鄭燮の『東西洋考』に引ける『廣東通志』に據ると

佛郎機素不通中國、正德十二年、駕大舶突至廣州澳口、銃聲如雷、以進貢爲名、撫按查無會典舊例、不行、乃退泊東莞南頭蓋房樹柵恃火銃自固。

といひ、後の『廣東通志』も亦たこの文を採つて居る。これは Andrade 兄弟の事を謂つたものであらうが、特に乃退泊東莞南頭蓋房樹柵恃火銃自固とあるは Simão de Andrade の所行を指したものであらう。しかも葡萄牙人はそが「蓋房樹柵」の處を Tamão (Tamon) だと傳へて居る。若しこの『廣東通志』の所傳にして誤なからんには Tamão (Tamon) は東莞縣の南頭若しくはその附近でなくてはならぬ。南頭はさきに引用した『籌海圖編』の一節にも見ゆるが如く、屯門・雞栖佛堂門・冷水角・老萬山・虎頭等の諸灣(即ち海口)中に在つて海賊船の最も多く集り、或は泊して以て潮を待ち、或は據つて以て巢穴とした處である。これは固より嘉靖中葉以後の事であるが、正徳の時と雖も、形勢に大した變化があらうとも想へない。『廣東名勝志』に據ると、紀事云、東莞南頭城古之屯門鎮乃中路也とあり、その附近の杯渡山につきては、『明一統志』に「在東莞縣南一百九十里、上有滴水巖、一名屯門山、唐韓愈詩、屯門雖云高、亦應波浪沒、即此」といつて居る。この屯門は賈耽も「廣州東南海行二百里至屯門山」といひ『嶺外代答』卷三航海外夷條にも「其欲至廣者入自屯門」に見え古來航海者に最も注意せられた山である。明時かく古の屯門鎮は南頭城と稱せられ、屯門山は杯渡山と呼ばれたが、この外に屯門灣とい

ふのがあつたことは『籌海圖編』のうちに引用した一節に南頭湧と共に屯門湧といふものを擧げてあるのでも知られ、また同書卷三〇沿海衛所戰船條に「中路東莞縣南頭屯門等湧」といひ、南頭と屯門とを併稱してあるので明である。清時の地圖に據ると南頭の東沿岸、九龍に接して屯門といふ汎があり、また湧がある。この湧が『籌海圖編』の屯門湧であらう、而して予輩はこの屯門湧が即ち Tamão (Tamou) やあらうと想ふのである。

Barros に依ると Fernão Peres の Tamão (Tamou) を出で、廣東省城 Cantam に向ふや、その許可を得んが爲め Nantó の Pio と折衝して居る。この Nantó は「ナント」もなく「南頭」の對音で Pio は「備倭」の音譯である。『籌海圖編』卷三に

舊制、每歲末夏初風汎之期、通行府衛所縣捕巡備倭等官、出海防禦倭寇番舶、動支布政司軍餉銀僱募、南頭等驍勇兵夫、與駕船後生、每船分撥五十名、每艘船四艘、一官統之云々

といひ、なほ中路東莞縣南頭屯門等湧（大戰艦十八艘、小戰艦二十二艘）と云つて居るのがそれである。即ち Te ão Peres は南頭の備倭官と折衝したのである。南頭は已に説いた如く古來廣東省城に入る咽喉に當つて居るのである。而して Danvers 氏の所説に據ると Veniaga (馬來語市場の義なり) といふ即ち Tamão から廣東(省城)までの距離を約十八リーハーとし又た Veniaga は Tamão から支那港灣警備の駐せる一島を「ラ・マ」(The Portuguese in India, vol. I, 338)。この所謂一島が Barros の Nantó (南頭にして、港灣警備がその Pio (備倭なるには兩者記述の比較に依りて明瞭である。予輩は Danvers 氏の距離の記述の本ぐくところを知らなか

が、しかも氏が葡萄牙人の歴史に精通し、且つその書が印度に存する古文書に依據したと云へば、充分に信を置くに足るものと想ふ。されば所謂 Tamão (Tamou) の位置は大體に於て知れる筈で、そは廣東省城から十八「リ・グ」即ち五十四英里、南頭から〔〕「リ・グ」即ち九英里の海上若くは海邊に在るべきである。この里數が大體に於て誤らずとすれば、Tamão (Tamou) を上川若くは下川に置くが如き殆ど問題とするに足らぬ。何となれば廣東省城と上川島との略ぼ半途に位する香港すら、廣東省城から約九十餘英里(約二百五十餘里)を隔つるからである。若し Tamão (Tamou) を屯門澳とせんには、そが急水門(吸水門)附近に在るものとして『廣東海圖說』に據れば、約二百二十餘里即ち約八十英里である。たゞこれは陸道であるから、水道に依らば、更に短縮すべく、また南道から廣東省城までを十五「リ・グ」としては近に過ぎるやうであり、こゝに多少の違算もあらうし、加ふるに僅かに三「リ・グ」を距つる南頭との關係などから見て、かたがだ Tamão (Tamou) を屯門澳とするの至當なるを想はざるを得ないのである。かく視ると對音の問題も容易に解けるのである。

尤も Martin Afonso de Melo Coutinho 來航の場合に於て、支那材料の西草灣は葡萄牙材料の Tamão (Tamou) に當つて居る。しかもこの來航は恰も支那政府が佛郎機驅逐の命令を下した時で、西草灣上の廣海衛は廣東中路西端の要衝に當り、葡萄牙人はその目的の Tamão (Tamou) に達せざる前に於てこゝに支那艦隊の爲めに擊破せられたるものと視ても、略ぼ不都合はないやうである。况んや當時葡萄牙船隊は淡水を得んが爲め、海岸に近づいた際に於

て攻撃せられたと傳ふるに於てをやである。そが所謂 Tamão (Tamou) に安泊の後でないことは、支那材料に「截海禦之」といへるにても知れる。要するに此を以て彼を疑ふことは出来ないやうである。

## 五 寧波に於ける葡萄牙人及び其の所謂居留地。

### 其の來航及び被驅年代

嘉靖元年(西紀一五二二)葡萄牙人が廣東海上より驅逐せられし以來、支那材料に依れば、同十年の頃督臣林富の上言に依り、再びその互市の許され「自是佛郎機得入香山澇爲市、而其徒又越境商於福建、往來不絕」とあるも、これは『名山藏』『明史稿』等のいふところで、その實廣東に來市する葡萄牙人はこの後一時多くはなかつたやうで、香山澇の開放の如き遙かに後の事である。この間の實情として傳ふるものに、葡萄牙の材料では Gaspar da Cruz の *Tratado da China e Mendez Pinto の Peregrinação* とがある。後者は姑く置き、前者の所傳は頗る支那の材料と一致する。今その略を擧ぐると、支那は國人の出海を許さぬ。若しあしかしたる支那人はその罰を免れんが爲に外國に留まらざるを得ない、これが Malacca その他に多數支那人の在住する所以である。かゝる無聊の支那人は葡萄牙人に供給するに、支那沿岸に航行し及び通商するあらゆる補助と知識とを以てする。彼等は陸上に縁者と知人とを有し、それから

必要なる物資を得、またそれと賣買を行ひ、關稅を支拂ふ時は、葡萄牙の知人にその名を借りる。かゝる在外の支那人は、Tamgoに於ける貿易の禁止以來、葡萄牙人を誘うて寧波Liampaoに赴かしめた。この地方の海岸には多くの城市なく、しかも喜んで外人に物資を供給する貧民の大村落があるからである。かゝる支那人は葡萄牙商人と本土の商人との間に取引に於て仲介となり、また之を默許せしむる爲に支那官吏に贈賄するを常とした。この私商は久しく朝廷及び地方大官の知るところとならなかつたから、葡萄牙人の膽は漸く大を加へ更に漳州Chinchew 及び廣東近島に通商するに至つた。事はすべて都合よく運び、葡萄牙人は遂に寧波の島嶼に越冬し、及び居留することとなり、諸事意の如くならざるはなく、缺ぐ所は、自國の領土として行政の權利を有する能はざるに過ぎなかつた。たゞ葡萄牙人と共事の支那人及び葡萄牙人中のあるものが間々放恣の行をなし、物を掠め人を殺すに及びて、事凡て朝廷及び地方大官の知るところとなり、こゝに一大艦隊は直に福建に於て艦裝せしめられ、沿岸の盜特に寧波のそれを驅逐するの命を受けた。支那及葡萄牙の商人は共に海盜中に算へられた。艦隊は出帆した、而して風順ならざりしかば、そは寧波に赴かずして漳州に航し、葡萄牙船を見れば輒ち之を攻撃した。葡萄牙人はその物質を買却するの機會を發見し得んが爲めに暫らく戦争を繼續したしかも之に應ずるものなきを以て、遂に出發するに決心した。支那艦隊の諸將之を聞き、一夜竊に使を遣し、若し彼等に與ふるところあらんには、そをして貿易せしむべきを以てした。葡萄牙人は乃ち喜んで厚く之に賄ひ、その後貨物

の賣買に何等の困難もなかつた。これが西紀一五四八(嘉靖二十七年)の事である云々といふのである(Volpicelli の抄譯に依る C. B. R. A. S. Vol. XXVII. 62-63)。この寧波の葡萄牙人居留につひでは Pinto は誇張した言を以て云々して居るが、支那の材料中『名山藏』『明史稿』『明史』等を據としものを佛郎機傳には何等この事について傳ふるところがない。之を驅逐した當事者は有名なる朱執であるが『明史』のその傳には「初明祖定制片板不許入海承平久奸民闖出入勾僕人及佛郎機諸國入互市閩人李光頭歎人許棟踞寧波之雙嶼爲之主司其質契勢家護持之云芸」といふのみで佛郎機居留につきては何等言及して居ない。従つて學者中この事實の有無を疑ふものさへ少くない。また之を疑はざる學者に在ても、葡萄牙人の越冬しはた居留した處は寧波の何處であつたかを明確に指示したものがないやうである。ところが嘉靖中日本に奉使した鄭舜切の『日本一鑑』に左の如き記事がある。

浙海私商始自福建鄧獠初以罪囚按察司獄嘉靖丙戌越獄(流逋下海誘引番夷私市浙海雙嶼港)投託合鴻之人盧黃四等私通交易嘉靖庚子繼之許一松許二楠許三棟許四梓勾引佛郎機國夷人斯夷於正德間來市廣東不格海道副使王金汪茲遂於佛郎機加而招其來絡繹浙海亦市雙嶼大茅等港自此東南蒙門開矣嘉靖壬寅寧波知府曹誥以通番船招致海寇故每廣捕接濟通番之人鄧鄉士夫嘗爲之極援知府曹誥曰今日也說通番明日也說通番通得血流滿地方止明年癸卯鄧獠等寇閩海地方浙海寇盜亦發海道副使張一厚因許一許二等通番致延害地方統兵捕之許一許二等敵殺得志乃與佛郎機夷竟泊雙嶼夥伴王直即五峰於乙巳歲往市日本始誣

博多津倭助才門等三人來市雙嶼明年復行風布其地直浙倭患始生矣歲丙午許二許四因  
許一許三事故所欠番人貨物無償却以姦黨於直隸蘇松等處地誘騙良民收買貨財到港許  
二許四陰嗾番人槍奪陽則寬慰被害之人許償貨價故被害者不知許二許四之謀但怨番人  
槍奪自本者則舍而去之借本者思無抵償不敢歸去乃隨許四往日本國償以歸舟至京泊津  
遭騙之人寢以番人槍騙財貨之故告於島主島主曰番商市中國敢槍中國人財今市我國莫  
不懷撫矣即殺番人乃以薪粒等物給許四使送華人以歸許四自思初欠番夷貨物失番夷商  
賈歸竟不敢向雙嶼却與沈門林剪許獠等合踪(踪)劫掠海隅民居許二以兄弟許一許三喪亡許  
四不歸所欠番人貨財不能抵償遂與朱獠李光頭等誘引番人寇劫閩浙地方明年丁未胡霖  
等誘引倭夷來市雙嶼而林剪往自彭享國誘引賊衆來與許二許四等合爲一踪(踪)劫閩掠浙地  
方騷動巡按浙江監察御史楊九澤以事聞於朝敕都御史朱紈調兵征討許二許四等以靖閩  
浙以安地方明年成申科道交章軍門購獲許二許四逃去西洋雙嶼港室云云

これは同書の海市條中に説くところを引いたのであるが、流通條にも略ぼ同様の記事が見  
えて居る。この所傳は大體に於て Gaspar da Cruz のそれと一致し、且つ頗る具體的となつて  
居る。福建の鄧獠は老を惡文學に改めたものであらう、他に朱獠謝獠などあるので知れ  
る、老は海盜首領の尊稱であるが越獄下海して、番夷を誘ひ、浙海雙嶼港に私市したのは嘉靖  
丙戌即ち五年だといふ。ただこの番夷中に佛郎機も混入して居たか否かは明でない。し  
かも嘉靖庚子即ち十九年に至りて、許一(松)許二(楠)許三(棟)許四(桺)は佛郎機夷を勾引して浙海

に絡繹し、亦た雙嶼大茅等の港に市したといふ。こは許兄弟が滿刺加から招來したとあるが、同書流通條には大宜滿刺加等の國から誘引したとある。大宜は大泥で即ち Patani である。こゝに明に葡萄牙人は嘉靖十九年(西紀一五四〇)以來大茅雙嶼等の諸港に私商を行つたのが判るのである。否なこの時から雙嶼に越冬し、或は居留するに至つたのではないかと思はる。節がないでもない。即ち「籌海圖編」卷五に嘉靖十九年、賊首李光頭許棟引倭聚雙嶼港爲巢とあり、且つ「光頭者福人李七、許棟歙人許二也、皆以罪繫福建獄、逸入海勾引倭奴、結巢於霧靄之雙嶼港、其黨有王直、徐惟學、葉宗滿、謝和方、廷助等、出沒諸番、分跡剽掠而海上始多事矣」とある。こゝには倭を引きて雙嶼港に聚り巢となすとあるも、日本一鑑に傳ふるところと、時も處も人も同一である以上、倭は佛郎機人の誤でなからうかと想はるゝのである。否らざるまでも倭人と佛郎機人との混合でなからうかと想はるゝのである。たゞこゝには兩材料に差異があるから姑く疑を存ずるとするも、「日本一鑑」に依れば嘉靖壬寅即ち二十一一年(西紀一五四二)に海道副使張一厚が兵を統べて閩浙海盜を捕へんとするに及び、許一許二等は其兵を破り、佛郎機と共に雙嶼に泊したといふ。此より雙嶼は確に葡萄牙人の越冬し、且つ居留する處となつたらうと想ふ。尙ほ嘉靖乙巳即ち二十四年(西紀一五四五)王直が倭を導くに至つて葡萄牙人と日本人との通商は盛にこゝに行はれたこと、想ふ。尋て嘉靖丁未、即ち二十六年(西紀一五四七)胡霖等が倭を誘うてこゝに來市し、林剪等が彭亨 Pahang から賊衆佛郎機人もその内にあつたらうを誘うて、許二許四等と一隊となり、閩浙沿岸を剽

掠するに及びて、この年七月朱紈は提督浙閩海防軍務巡撫浙江となつたのである。而して次年即ち嘉靖二十七年(西紀一五四八)朱紈は都司盧鑑をして雙嶼を攻めしめ、副使汪柏等をして漳州に泊して海戦に備へ、以て南逸入廣の路を遏めしめた。Da Cruzの傳ふる葡萄牙人の衝突はこの汪柏等の艦隊との間に起つたものと見ゆる。この戦争の経過は朱紈の捷報に詳しいが(『壁餘雜集卷二』)、『籌海圖編』卷四及卷五にも見えて居る。たゞ後者がそを全く倭寇として居るのは固より誤である。兎も角こゝに雙嶼は破られ『圖編』に據ると、燐賊所、建天妃宮、及營房戰艦、賊巢自此蕩平<sup>(アヒ)</sup>といひ、その年五月聚木石築塞港口由是賊舟不得復入、而二十年盜賊淵藪之區至是始空矣時二十五日也と云つて居るが、これは皆朱紈の捷報に據つたものである。雙嶼港は實際當時に於ける東西公共居留地とはいひ得ないまでも、少なくとも東西公共市場であつた。而して一時來商するもの萬人の多きに至つたといふ。即ち『弇州史料』卷三湖廣按察副使沈公密傳にも「蓋舶客許棟王直輩挾萬衆、雙嶼諸港郡縉紳利互市陰通之云々」といつて居る。このうち葡萄牙人が約幾人位居たかは固より不明であるが、そが漳州に居たものより推して千人を下るまいと想はれ、Plutoが居民の總計三千人、うち葡萄牙人一千二百人といつたのは強ち虚妄ではないやうである。たゞ林富の上疏に本づき、果して廣東に通商するを許されたとすれば、何が故に彼等はかく寧波海上の雙嶼に蝦集したか。この問題に對しては更に細密なる研究を要するが、大約(一)日本と通商するの利便、(二)私商の結果としての脱税の利便などその主要なる原因であらう。愈大歟の『論海勢宜知

海防宜密書に於て市舶之開惟可行於廣東蓋廣東去西南之安南占城暹羅佛郎機諸番不遠諸番載來乃胡椒象牙蘇木香料等貨船至報水計貨抽分故市舶之利甚廣數年之前有徽州浙江等處番徒勾引西南諸番前至浙江之雙嶼港等處買賣逃免廣東市舶之稅及貨盡將去之時每每肆行劫掠故軍門朱慮其日久患深禁而捕之自是西南諸番船隻復歸廣東市舶不爲浙患〔正氣堂集卷七〕といつて居るのも多少の参考にならうと想ふ。

雙嶼港は露靄所に對する海島中の一港である。『籌海圖編』卷五定海沿海設備條に露靄所を説明し「濱海對雙嶼港」といひ梅山港を説明して「東至崎頭大洋南至雙嶼港俱約半潮」といひなほ雙嶼港先年爲賊巢今填塞矣といつて居る。露靄所梅山港は今もその名が存して居るから雙嶼港の所在はこれのみにても略ぼ知らるべきだがなほ同書卷一輿地全圖には陸奥山下にこの港名を記して居る。陸奥山は今は音訛して六横山となりその山下は佛能島比克島に圍まれて灣形を構成して居る。これが葡萄牙人の所謂寧波「Lianpo」であつて第十六世紀に於ける「上海」であつたのである。

## 六 漳州に於ける葡萄牙人。その來航及び被驅年代

次に漳州に於ける葡萄牙人の驅逐について Da Cruz の所傳は略ぼ下の如くである。「次年西紀一五四九嘉靖二十八年支那艦隊の警戒は更に嚴を加へた。しかも支那沿岸に星列せる島嶼の間に在つて葡萄牙船上に於ける或貨物の密賣を禁止せんことは不可能事であつ

た。たゞ葡萄牙人に在つてもその歸航に要する充分なる貨物を購入する能はず、またその載來せし貨物を全部售銷する能はず、爲めに船二隻と人三十を留めて殘貨の賣却に從はしむることゝした。支那人はこゝに計を劃し、葡萄牙人の怒を激して、そをして上岸して戰はざる能はざらしめ、虛に乗じて船を奪ひ遁るゝに路なからしめ、すべて之を虜とした。この攻撃に將たりし支那官吏はこの戰功を輝かさんが爲め、捕虜の四人を滿刺加王と稱し、四大旗に各その名を書し、之を前頭に翻して各城鎮を引廻した。且つこの秘密の發見せられざらんが爲め、葡萄牙人に隨行したすべての支那人を殺さざるを得なかつた。かくて殺されたる支那人の縁者の間に不平の聲起り、遂に特使の查辨となり、言語の不通及び通事の收賄等に因りて幾多の困難を経たるの後、虛構は發見せられ、葡萄牙人の大半は釋放せられた云々と。この事件に關しては鎖港派即ち朱紈等の一派と、開港派即ち浙閩鄉紳の一派との間に所傳に於て頗る相違がある。予輩はこゝにその是非を論議するの餘裕を有せざるが、Da Cruz の所傳のや、浙閩鄉紳の一派のそれと相似たるものあるは注意するに足ることゝ想ふ。『名山藏』はこの事件を叙して

此時有佛郎機夷者來商漳州之月港、漳民畏紈屬禁、不敢與通、捕逐之、夷人憤起、格鬪漳人、擒焉、統語鎧及海道副使柯喬、無論夷首從若我民悉殺之、殲其九十六人、謬言夷行劫至漳界、官軍追擊于走馬溪上、擒得者、紈業以厲禁爲浙中二三貴官家所不樂、先是言官業請改巡撫爲巡視、以輕紈權以消浙人觖望之意、至是御史陳九德劾紈專擅濫殺、詔罷紈下、鐘喬吏遣給事

中杜汝楨即訊訊報則滿刺加夷來市非佛郎機行劫者專擅濫殺誠如御史言詔鏗喬論死繫獄逮紿至京師訊之統驚仰藥自盡

といつて居る。即ち夷人憤起格鬪といひ漳人擒焉といひ特に夷行劫至漳界官軍追擊于走馬溪上擒得者を謬言だとさへいふのである。月港は今の海澄縣で漳州の所屬である。走馬溪は銅山所即ち今の銅山鎮の南の海角に在つて詔安縣の所屬である。従つて『明史稿』及び『明史』等は「至二十六年朱紈爲巡撫嚴禁通番其人無所獲利則整衆犯漳州之月港沿嶼副使柯喬等禦之二十八年又犯詔安官軍迎擊於走馬溪生擒賊首李光頭等九十六人餘遁去紈用便宜斬之」といつて居る。これは鎖港派の言を是として文を成したものである。實際當時福建に於ける葡萄牙人と支那官憲との交渉には幾多の迂曲があつたらしくこれも開港派の一人同安の林希元が興翁見愚別駕書中に

元(希元)前見海道欲攻夷(佛郎機)曾作書薦門生汀漳守備指揮俞大猷又薦門下知兵陳一貫獻謀夷秘計於海道未有可用之人又薦生員鄭岳於海道雙華喜之遣暫歸永春俟有急取用既而海道自漳至泉謁巡按過同安語元機夷未嘗害吾人似不必攻已遣指揮往夷船諭令暫避巡按若邊民賊貨未還不得去許告官爲追元亦是之既而海道見金巡按急欲驅夷始移文永春取鄭岳乘傳至海門諭夷如告予之言鄭生過予問計元曰前柯雙華曾以此告今熟思之官府方欲攻夷未能如何又與追債不唯法上難行夷人亦不信若令夷人將在船貨物報官抽分然後以逋負告官則法上可行夷人亦信又令至夷船察探其虛實以報鄭生至海門諭夷人

如予策，夷人果悅，置酒延款，夷舟有九，至者六舟，尙三舟不至。約待會議定，然後報厚，遣鄭生令還報海道，不至三舟，乃華人假夷者。鄭生行密，遣人通訊，謂已皆華人，故不敢見，願謀夷人自贖。看官府約何日攻夷，願舉兵爲內應。鄭生以其謀告予，元喜曰：「前日陳一貫之計，大略相似，但當時未有可用之人，今有人矣。如今之策，更妙於一貫，决可用。」雙華遣鄭岳諭夷人，既有頭緒，如不攻，遣鄭生再往，令報稅抽分可也。如欲攻，遣鄭生密通三舟，約日舉兵，令彼爲內應可也。二者皆勝算。雙華怒元與韓漳，南之書棄不用，乃用捕盜行狗盜之計，掩取夷人解官坐以強盜梟首之罪。夫既差人往諭其報稅，而忽攻之，非失信乎？又不顯攻而用鼠盜之計，非失體乎？彼此皆無所據，撫不成撫，攻不成攻。中國之待夷狄，當如是乎？其失一也。既而狄人修怨，焚青浦之民居，掠海上之舟楫，其勢不得不用兵，其用兵也，躬親督戰，既不能如汪誠齋之滅機夷因風縱火，又不能如周瑜之焚曹操，庸致大舟自焚，多人溺死，徒費官帑之千金，不得小夷之一毛，其失二也。勢莫如何，始納夷人之書，以老人約正捕盜六人，爲質於夷船，僅得一番奴一通事之來，又厚燕勞張鼓樂以送之去，則官府之技倆，皆爲夷人識破，其爲中國之羞甚矣。其失三也。既已納之降，而厚待之，今茲之來，待之如舊可也。如何又欲攻之，攻之而得勝算，不如舊歲之喪師辱國可也。如何又踵故智，使數十生靈之命，喪於滄波，府庫不貲之財，蕩於煙火，視去歲之辱，又益甚焉。其禍又將誰委？是皆忽鄭生之謀，用宗善之策，其失四也。似此四失，不但失中國之體，捐中國之威，戎心由是而生，將來之禍未已也。今聞捐百金，購敢死之士，爲必攻之計，似也。使捐數十人之命，能殺夷可也。若又不能殺而徒爲所殺，其罪不尤大乎？故元於機夷之攻，未盡以爲然，惜其事已壞，追

悔無及云云

といつて居る。汪誠齋は汪鑾であり、柯雙華は柯喬であり、海門は月港の附近に在つて當時巡檢司が置かれて居つた處である。「去歲」といひ「今茲」といひ「今」といふこの書の何年月に成つたか不明であるから、確言することは出来ぬが、書中なほ「朱秋崖又誣元以渡船載番貨」云云といへるから推すと朱紈の提督浙閩海防軍務となつて居た時たるは略ぼ疑がない。秋崖は紈の號である。されば「去歲」は嘉靖二十七年で「今茲」といひ「今」といふは同二十八年のやうである。果して然らんには二十七年の戰も支那の勝つたのではなく、寧ろ敗れたのである。『籌海圖編』には「六月賊攻沙頭嶼及衝大擔外嶼者再、柯喬禦之嚴、賊乃遁去」といひ、「明史」にも「整衆犯漳州之月港活嶼、副使柯喬等禦却之」とより以上はいつてない。（大担嶼小擔嶼は活嶼の外に沙酒嶼は月港の外に在る。）「圖編」は實地を以ていひ、「明史」は其所管を以ていつたのであらう。なほ『明史』に沙頭嶼とあるは沙酒嶼をいふのであらう。従つてこの戰爭の經過は Da Cruz の所傳のやうであつたらう、といふのは林希元の言中にもその様子がほの見ゆるからである。ただこの書は嘉靖二十八年葡萄牙人驅逐の消息に説及して居ない。果して Cruz の傳ふるが如く、僅に三十人の葡萄牙人を、計を以て虜にしたのかはた Pinto の傳ふるが如く、五百の葡萄牙人中慘死を免れたもの僅かに三十人に過ぎなかつたのか、これはやゝ問題とするに足らうと想ふ。何となれば西方の史家は極ね Pinto の所傳を肯定して居るからである。

Pinto の所傳の年月の據るに足りないことは今更言ふを須ゐぬ。そが寧波の葡萄牙人驅逐を西紀一五四二(嘉靖二十一年)に置いたこととの非なるは Da Cruz の所傳を引きて Volpicelli 氏の已に證明したところである(J. C. B. R. A. S. Vol. XXVII, 68)。ただこは兩者所傳の相違と謂ふべくして Pinto の所傳を非とする證明とはならぬ。しかるに支那に精確なる材料の存するありこの事に關して最早疑を容るべき餘地なきは予輩がさきに略説せしところに依りて知らるべきである。なほ Da Cruz は支那海軍の福建に於ける行動を叙して寧波海上のそれに及ばなかつたから Volpicelli 氏をして、その地に於ける葡萄牙人居留地封鎖の年代に關し多少の疑を懷かしめたが、そが西紀一五四八(嘉靖二十七年)なるは支那材料に據つて明に知らるゝのである。而して漳州に於ける葡萄牙人驅逐も、その年から次年に懸けて起つた事であつて、その前にもその後にも此等地方に於て支葡用兵の事實はないのである。たゞ Pinto の傳へたる漳州に於ける葡萄牙人驅逐の原因及び經過に關しては頗る注意に價するものがあると想ふ。即ちその所傳に據ると Arumania 人某の死するや、判官 Ayres Betelho de Sousa は或る貨物をその遺産の一部と認め、支那商二人はそを彼等の所有と主張し返戻を要求した。而してその容れられざるや之を支那人と葡萄牙人と衝突を惹したといふのである(詳しくは Voyages Adventueux de Fernand Mendez Pinto, Chap. COXXI, 399, 1900 を見よ)。この事はさきに引用した林希元の「與翁見愚別駕書」中にも見えて居る、即ち  
佛朝機雖無盜賊劫掠之行其收買子女不爲無罪然其罪未至於強盜邊民略誘賣與尤爲可

惡其罪不專在彼頭官府又未嘗以是攻之官府之攻起於殺死番徒鄭秉義而分其屍云云といつて居る。こゝに屍は財の音に由れる譌である。鄭秉義を番徒といへるその支那人でないとの知られ殆ど Pinto の所謂 Armenia 人であらう。「殺死」といへるは支那官憲の誤認かも知れぬが兎も角「分其資」を以て葡萄牙人を攻めんとする原因とせる Pinto の所傳と符節を合するが如きを覺ゆるのであつてこれは事實と視ねばなるまい。尤も朱紈の提督浙閩海防軍務に任じてより、葡萄牙人は日本人と共に到底驅逐の運命を免れなかつたらうが、かゝる事件のあつたことは益々その運命を早くするの結果を來したらう。而してこの原因よりして Pinto は支那官憲が土人の葡萄牙人と交通するを禁じ、その物資の供給を絶ち、彼等の饑に苦んで地方を徘徊し、土人の蜂起し、陸兵の彼等を攻むると共に海軍のその船を焚かれたるを説き、五百人の葡萄牙人中慘死を免れしもの僅に三十人に過ぎなかつたといつて居るのである。この葡萄牙人數につきてはさきに引いた林希元の「與翁見愚別駕書」にも

大約機夷之人不下五六百欲盡滅之非陪以千人不可然捐千人之命以陪無大罪之東亦仁人所不忍也云々

といつて居る。されば嘉靖二十七八年の交、漳州に五六百の葡萄牙人の居たことは事實である。Pinto の五百人といへると略ぼ合つて居る。されば Da Cruz の所傳に従へばこの五百人中より三十人を留め、こゝに支那人との間に衝突が起つたといふことになるのであるが Pinto は五百人中慘死を免れたもの僅に三十人だといふのである。この戦争に關しては

さきに引いた『名山藏』「明史稿」の外に、俞大猷の『正氣堂集』卷五「議王直不可招書」には、「鬼王直毛烈雖猛，孰與佛郎機？」と、當時佛郎機船數隻、久泊元鍾走馬溪、副使柯喬等督兵驅之。日久不去、輕視官兵何如耶。一旦一船先登、衆船竝附、彼有大銃不及灼火、礮弩不及發機、死者胥溺生者就擒、何其快哉。

といひなほ同書卷九論鄧城可將書に「至於舟師、尤其長技，在鬪、則有走馬溪之戰、擒佛郎機賊船、一塊得生」といつて居る。而して、彼有大銃不及灼火、礮弩不及發機」といへば、船中殆ど葡萄牙人は居なかつたか、或は少數であつて、Da Cruz の所傳が正しいやうでもある。しかも「佛郎機船數隻云々」といひ、死者胥溺生者就擒といひ、更に同書卷十五論商夷不得恃功恣橫書にも、往歲詔安走馬溪夾板數隻、同日而亡、歎所親見」といへば、當時葡萄牙船は Da Cruz の所傳の如く二隻のみではなく、從つて Pinto のそれが正しいやうでもある。しかしこの問題を解せんには一方の當事者たる朱紈の言を考察するに若くはなからう。即ちその『殘餘雜集』卷四「六報閩海捷音事」中に

據委官福建都指揮使司軍政掌印署都指揮僉事盧鑑、福建按察司巡視海道副使柯喬各呈稱、嘉靖二十八年正月二十六等日、舊浯嶼夾板尖縵叭喇唬等項賊船同佛狼機國夷王船陸續追出境內、有夷船於二月十一日復回至詔安縣洪淡巡檢司地方靈宮澳下、擗拋泊、盧鑑柯喬會同分布軍門原委中軍福州左衛指揮使陳言領福清海滄兵浯嶼水寨把總指揮僉事李希賢領浯嶼兵銅山西門澳水寨把總指揮同知侯禦領銅山兵守備玄鍾澳指揮同知張文昊、

領玄鍾兵、各督千戶陳爵、常江、吳鎮、百戶周應晨、鄧城、吳大器、張綏、劉欽、趙祚、并捕盜石廷器、唐弘臣等、家丁盧宗舜、陳福寧等分哨、廬錢懸示千金重賞、離間夷心、柯喬委詔安典史陸鐵、撫諭梅嶺田傳巨姓俱各効順出兵埋伏、賊夷所泊山頂、本月二十日、兵船發走馬溪次日、賊夷各持鳥銃上山、被梅嶺伏兵亂石打傷跑走下船、廬錢親自撻鼓督陳將夷王船二隻、哨船一隻、叭喇唬船四隻圍住賊夷對敵、不過除銃矢石落水及連船飄沈不計外、生擒佛狼機國王三名、一名矮王、審名浪沙囉的哩、咧係麻六甲國王子一名小王、審名佛南波二者係滿喇甲國王孫一名二王、審名兀亮喇哩係麻六甲國王嫡弟白番、鷲必牛……共一十六名、黑番鬼亦石……共四十六名、俱各白黑異形、身材長大、賊首喇噠賊封大總千戶等項名色李光頭的名李貴……共一百十二名、番賊婦哈的哩等二十九口、斬獲番賊首級三十三顆、通計擒斬二百三十九名口顆……前項賊夷去者遠遁、而留者無遺、死者落水、而生者就縛、全閩海防千里清肅等因云云といつて居る。こゝに葡萄牙人と思へるのは所謂夷王三人と白番十六名で、共計十九名である。而して支那艦隊の包圍したのは夷王船二隻、哨船一隻、叭喇唬船四隻といふが叭喇唬はPrauの對音で、馬來瓜哇語船の義である。こゝには馬來船を謂ふのであらう。さればこの中真に葡萄牙船と認むべきものは所謂夷王船二隻でDa Cruzの所傳と相合ふのである。

又た出兵埋伏賊夷所泊山頂」といひ「次日賊夷各持鳥銃上山、被梅嶺伏兵亂石打傷跑走下船」といへる、亦た略ば其所傳と想ひ合さるのである。特に佛狼機夷王三名を生擒し、そを滿六甲(満刺加)國王の子孫弟といへる、略ば Da Cruz の所傳の通りである(四人と三人との差はある

が。従つて予輩は De Cruz の所傳を以て實情を得たるものと信じ Pinto のそれを誇張に過ぐるものと断ずるのである。想ふに Pinto はさきに漳州に五六百の葡萄牙人の在留せるを知り、それが僅かに三十人を残存せるを聞き、直にその餘を以て慘死せりと誤想したのであらう。なほ李光頭の名は『日本一鑑』にも見えて居り、これは許二王直の類でもと舶商であつたやうである。而して『六報閩海捷音事』に依ると、その本性名は李貴<sup>テ</sup>で『籌海圖編』には之を李二と呼んだと傳ふ、之れを「賊首喇噠」といつて居る。海賊首に喇噠の號(或は哪噠に作る)あるは、嘉靖中葉より萬曆にかけて往往見るところであるが何語の對音であるか不明である。たゞ此等賊首は一面から視ると舶商であつて外國と本國との買人の間の仲介をなし、後世の Compradore の先蹟をなすものである。従つて予輩はこの名號の起つた時代より推し、或は (Compradore の略稱でないかと想つて居る。いふまでもなく Compradore は葡萄牙語である。

この戰爭の起つた洪淡巡檢司地方は走馬溪の附近である。走馬溪につきては『正氣堂集』卷二「呈福建軍門秋厓朱公」掲に今漳州詔安縣五都走馬溪兩山如門、四時風不爲患、去縣及各水寨頗遠接濟者旦夕往來無所忌避、天與猾賊一逋藪也、諸番自彭亨而上者可數十日程、水米俱竭必泊此儲備而後敢去、日本自寧波而下者亦可數十日程、其須泊而取備亦如之、故此澳乃寇必經之處、非如他澳則患風水防追捕不得久住といつて居る。葡萄牙人最後の驅逐はこの地を距る遠からざる處に行はれたのであつて、葡萄牙人の傳ふるその居留の地もこの邊であつたらうと想ふ。

葡萄牙人の始めて漳州に通商するに至つたは略ぼ何年の頃であるか。Dr. Cruzzは寧波の葡萄牙人が、その居留の久しうして勢力の加はるにつれ、漸次此等地方に通商するに至つたといつて居るが、年代を明示して居ない。幸に支那に於ては林希元の「與翁見愚別駕書」中に「佛郎機之來、於今五年矣」といつて居る。この書が嘉靖二十七年に書かれたとすると、葡萄牙人の漳州來航は嘉靖二十三年(西紀一五四四)に始まつたのであつて、若し二十八年に書かれたとすれば、二十四年(一五四五)に始まつた筈である。そが寧波來航の年を嘉靖十九年(一五四〇)とする、實に四年若くば五年の後である。而して彼等が漳州より驅逐せられたのは、疑もなく寧波驅逐の次年即ち嘉靖二十八年(西紀一五四九)である。然るに Montalto 氏の如き寧波破壊の後三年葡萄牙人は巨額の贈賄の手段で、漳州 Chineho に立脚の地を固めたやうである、などいへ居る(Historic Macao, 14°)。その誤なること言を須たぬ。また西方の史家は均しく漳州を Second Portuguese Settlement として居るが、Settlement といふ程のものではなかつたらし。

## 七 通商許可の年代。浪白澳と蠻鏡澳

葡萄牙人が寧波漳州から驅逐せられた後、一旦浪泊澳 Lampasao<sup>9</sup> を根據とし、後ち香山澳即ち蠻鏡澳に移つたことは、支那材料にも往々見ゆるところであるが、そが何年の事であるかに至つては殆ど徵するに足るものがない。『明史稿』の如き

自統死海禁復弛佛郎機遂縱橫海上無所忌而其市香山澳據鏡者至築室建城雄踞海畔若一國然將吏不肖者反視爲外府矣

といふのみで『明史』亦た略ぼ同様である。たゞこゝに「自統死海禁復弛佛郎機遂縱橫海上無所忌」といへるには多少の旁證がないでもない。即ち『籌海圖編』卷三廣東倭變紀の「嘉靖三十三年海寇阿亞八等引倭入寇提督侍郎鮑公象賢總兵定西侯蔣公傳討平之」といへる目に先是亞八與鄭宗興等潛從佛大堦國引番船于沿海劫殺逸往福建收叛亡數千人與陳老沈老王明王直徐銓方武等流劫浙福復回廣東鮑公遣副使汪柏指揮王沛黑孟陽督兵捕之及<sup>還</sup>於廣海三州環生擒亞八等賊一百一十九名斬首二十六級餘黨脫逃云云

といつて居ることである。佛大堦の Pataniなること固より疑なれば所謂番船は葡萄牙船であらう。廣海は廣海衛で三州環は萬曆三十年編纂の廣東通志に三州山といふがあるて香山縣に屬し三山並立海中又名大圓山といつて居るのがそれであらう。今の地圖に大金山といふのがある。三山並立海中といふのと合つて居て大圓と大金と音も近い。これは西人の所謂 San Chow で澳門を距る十二英里の海上に在るといふそれであらう。そは兎も角朱統歿後即ち嘉靖二十八年以後葡萄牙船のなほ支那海上に出没したることは、かく支那材料にも見えて居るのである。而してそが浪泊より尋て香山澳に泊するに至つた事實は龐尙鵬の陳末議以保海隅萬世治安疏にやゝ詳しく述べて居る。そのうちに

廣州南有香山縣地當瀕海由羅麥至鑑澳計一日之程有山對峙如臺即澳門也外環以大

海接於群洞曰石峽海乃番夷市舶交易之所往年夷人入貢附至貨物照例抽盤其餘番商私齎貨物至者守澳官驗實申海道聞於撫按衙門始放入澳侯委官封籍抽其十之二乃聽貿易焉其通事多漳泉寧紹及東莞新會人爲之椎髻環耳効番衣服聲音每年夏秋間夷舶乘風而至往往止二三艘而止近增至二十餘艘或倍增焉往年俱泊浪白等澳限隔海洋水土甚惡難於久駐守澳官權令搭篷棲息迨舶出洋即撤去近數年來始入蠻鏡澳築室以便交易不踰年多至數百區今殆千區以上日與華人相接濟歲規厚利所得不貲故舉國而來負老攜幼更相接踵今築室又不知其幾許而夷衆殆萬人矣詭形異服瀰滿山海劍芒耀日大炮震天喜則人而怒則獸其素性然也茲人且導之陵轢居民蔑視澳官漸不可長云云

といつて居る(百可亭摘稿卷一)。龐尚鵬は南海の人で、この疏を上つたのは巡按浙江の時だといふから即ち嘉靖四十四年(西紀一五六五)の事である。當時香山澳の繁盛以て見るべく、そが短日月の間に急速に發達した事も此にて知らるゝのであるが、葡萄牙人が何年に浪白澳に泊し何年に蠻鏡澳に移つたかは明瞭でない。翻て葡萄牙人の所傳を見るに Pinto のそれがの年月は據るに足らぬとして Da Cruz は西紀一五五四(嘉靖三十三年)以後葡萄牙人は平穩に支那に通商するに至つたといつて居る。即ちその年に於て Leonel de Sousa (capitão moor) ば通商の許可と共に納稅すべきを約し爾來廣東は葡萄牙人に開放せられ雙方に頗る利益と満足を得たと傳へて居る。この事は亦た支那の所傳にも見え例の『日本一鑑』海市條に

歲甲寅(嘉靖三十三年)佛郎機夷船來泊廣東海上比有周鸞號客綱乃與番夷冒他國名誑報

海道照例抽分副使汪柏故許通市而每以小舟誘引番夷同裝番貨市於廣東城下亦嘗入城貿易又徐銓等誘倭市南澳復行日本因風逆回泊柘林都御史鮑象賢先命東哨統兵官黑孟陽統率舟師伺擊之徐銓入水而死餘皆就擒歲乙卯三十四年佛郎機國夷人誘引倭夷來市廣東海上周鸞等使倭扮作佛郎機同市廣東賣麻銅遲久乃去自是佛郎機夷頻年誘倭來市廣東矣姦民罪犯深重者移家受塵於夷島深根固蒂乎其間藉以貿賣之名用其賊寇之技汎去汎來東南多事云云

といつて居るがそれである。想ふに嘉靖三十三年(西紀一五五四)に至つて葡萄牙人は支那官憲の許可を得て公然浪白澳 Lampaçau (Lum-pie-ao) に泊し廣東省城に往來通商するに至つたのであらう。『日本一鑑』の著者は周鸞を支那人とし客綱首即ち外國船の長を詐稱したやうにいつて居るが周(Sousa)鸞(Leone)は即ち Leonte da Sousa の支那名であるやうである。この人の率ゐた葡萄牙船はもと日本に向ふたものといへばそが倭夷を誘引して廣東に來市したといふのも強ち虚構の事ともいへないやうである。香山澳の急速の發達が日本との貿易に負ふの大なるを考ふれば益々その然るを覺ゆるのである。

この事については年に一年の差があり事實にやゝ混同があるやうなが萬曆三十年郭斐等の編纂せる廣東通志卷六十九澳門題下に

嘉靖三十二年舶夷趨濠鏡者托言舟觸風濤縫裂水濕貢物願借地晾晒海道副使汪柏徇賄許之僅蓬累數十間後工商牟奸利者始漸運磚瓦木石爲屋若聚落然自是諸澳俱廢濠鏡爲

## 舶簽矣

といつて居る。三十二年は三十三年の誤で、當時葡萄牙船は浪泊澳に泊したのであつて濠鏡に泊したのではないやうであるが、そが嘉靖三十三年に至り此等地方に公然泊船易貨の許可を得るに至つたことは、之からも想像し得らるゝのである。

葡萄牙人の所傳に據れば西紀一五五四即ち嘉靖三十三年浪白に泊船し、廣東に通商する公然の許可から、澳門 Macao(亞媽港)の割譲を得るまでに三年の年所を經、即ち西紀一五五七即ち嘉靖三十六年に至りて始めてこの事が行はれた様にいつて居るが、支那の材料には予輩が知れる限りに於て、かゝる明白なる年代の所傳がない。たゞ浪白泊船と濠鏡居留との間に、ある年所を経たことはさきに引用せる龐尙鵬の疏に依りても疑ふべからざる事實の様である。即ち「往年俱泊浪白等澳、限隔海洋、水土甚惡、難於久駐、守澳官權、令搭篷棲息、迨舶出洋、即撤去、近數年來、始入濠鏡澳、築室以便交易、不踰年、多至數百區、今殆千區以上」といへる所謂往年は嘉靖三十三年以後の事であらうし、所謂「近數年」は同四十年前後であらうし、「今」は即ちこの疏を上つた同四十四年の事である。されば西紀一五五七即ち嘉靖三十六年を以て澳門居留割譲の年とする葡萄牙人の所傳は大差なきものであらう。なほ浪白から後ち濠鏡に移つたといふ事につきては南海郭尙賓の萬曆四十年六月二十七日の上疏にも「查夷人(佛狼機市易原在浪白外洋)後當事者、許其移入濠鏡」といつて居り(郭給諫疏稿卷一)、葡萄牙濠鏡居留の後に至り、之をもとの浪白外洋に移さんとは隆萬當時一部人士の繰返し主張した所で

あつたのである。予輩は西紀一五五七即ち嘉靖三十六年を以て澳門居留寧ろ佔據の年とする葡萄牙人の所傳を特に大差なきものであらうといふ。實際この事がこの年に起つたと明言するものは、當時の所傳の中に於て Pinto のそれがあるのみである。この人記載の事實は兎も角、その年月に關して、往々信を置くに足らないのは、Volpicelli の已に論證を經たところで、予輩がさきに略説した如く寧波漳州に於ける事件についても、その年月は皆な誤つて居るのである。尤も Montalio の言に依れば Macao の記録も西紀一五五七年を以て澳門居留の年として居るやうだが、これは Pinto などに據つたものであらうから、固より典據とするに足りないのである。たゞ予輩は支那の信憑すべし材料に依り葡萄牙人の澳門居留の多分西紀一五五七年頃に起つたものだらうと想定するのみである。しかも之れを以て支那政府が彼等の澳門居留を公許した年とするならば、予輩は彼等がその事情として傳ふるところに因りて、頗る疑なき能はざるものがあるのである。

## 八 澳門占據の事情とその年代

澳門占據の事情につき Pinto は「一千五百五十七年、廣東の官憲は、土商の要求に於て Macao を葡萄牙人に譲與した、彼等は荒涼の地を變じて美麗なる歐人居留の地と化しそが恰も葡萄牙の最も穩固なる地方に在るが如く、心に信じ意を安んじて生を營んだ」というて居る (*Voyages Adventueux de Fernand Mendez Pinto, Chap. COXXI, 995*) ところが Faria e Sousa 及び Semedo は

均しく Macao のもと海盗の結巣せしところであつたのを、葡萄牙人は支那人の請に應じ、そ  
の地に居留するを容すの條件を以て之が掃蕩に從ひ難なくその目的を達し、遂に彼等が欲  
する地點を擇びて屋を造り市をなすに至つたと傳へて居る (Historic Macao, 24.)。引用せると  
ころ及び (Semedo, *The History of the Great and Renowned Monarchy of China*, Part II, Chap 1, 168)、特に Du  
Halde の如きの海賊の名をすら傳へ ("Tchang Si Lao" と稱する海盗があつて、廣東海上に往来  
して居たが、遂に Macao を取り省城を圍んだ) といひ而して "帝乃ち此等歐洲賈人に Macao を與  
ぐるの上諭を發し爲めに彼等はこゝに居留するを得るに至つた" 云々にて既る (History  
of China, vol. I, 251)° 尤もこの辯證 Tchang Si Lao については西班牙史家 Fr. Juan de la Concepcion  
が之を傳ぐ 'Philippine' を使せる海盗 Liu Ma Hong を以てその遺孽だと云つて居るともべ。  
こゝに注意すべしは Faria e Sousa や Semedo らが Du Halde もとの事件の起つた年代を明確  
に傳へて居ない事である。また一方 Pinto は西紀一五五七年澳門居留に關して、一言も海  
盜驅逐に及んで居ない事である。この海盗驅逐よりして澳門居留を許可せられたとい  
ふのは、果し Ljungstedt 氏の如く、全然葡萄牙人の捏造であらうか。これ實に澳門  
の歴史に於て、否な支葡外交史に於て最も重大且つ最も興味ある問題である。さく迄もな  
く Ljungstedt の依據せる如き支那材料、例せば明史、澳門紀略はた廣東通志等を以てしては、當  
に葡萄牙人をして承服せしむるとの出來ないのみでなく、予輩等局外者をしても之に首肯  
せしむるとは出來ないものである。然らば Faria e Sousa 等の所傳は毫も誤なかるかといふに予

輩は大體是にして一部非なりといふに躊躇しないのであるが、しかも非常の過誤を犯したものは此等の史家ではなくして、後世の葡萄牙人及び史家である、即ち Pinto の所傳と Faria e Sousa 等の所傳とを同年に起つた同事件であると速断した諸人であると想ふのである。

予輩が研究の結果に據ると、嘉靖年間葡萄牙人が支那政府寧ろ閩粵官憲を助けて、海盜を討滅したことが凡そ二回ある。その一は例の林希元の傳ふるところで、その「與翁見愚別駕」書中に

佛郎機之來、皆以其他胡椒、蘇木、象牙、蘇油、沈東檀乳諸香與邊民交易、其價尤平、其日用飲食之資於吾民者、如米麵猪鷄之數、其價皆倍常、故邊民樂與爲市、未嘗侵暴我邊疆殺戮我人民、劫掠我財物、且其初來也、盧群盜剽掠累已爲我驅逐、故群盜畏憚不敢肆、強盜林剪橫行海上、官府不能治、彼則爲吾除之、二十年海寇一旦而盡、據此則佛郎機未嘗爲盜、且爲我禦盜、未嘗害吾民、且有利於吾民也。

といつて居る。この書は略ぼ嘉靖二十七八年頃に書いたものたるは、さきに已にいつた通である。この林剪は「日本一鑑」にも「明年丁未（二十六年）胡霖等誘引倭夷來市雙嶼、而林剪往自彭亨國誘引賊衆來與許二許四等合爲一艦」とある林剪であつて、嘉靖二十六七年頃に葡萄牙人は支那官憲の爲めに之を討滅したものと見ゆる。而して書中「二十年海寇一旦而盡」といへばこの夥の海盜は嘉靖六七年頃から閩浙海上を横行したものと見え、均しく「日本一鑑」に見ゆる越獄下海し番夷を誘引し、浙海雙嶼港に私市した福建の鄧獠老と略ぼ同時

に起つたものと見える。たゞこの海盜は年代といひ處所といひ、Faria e Sousa 等の傳ふる澳門に結集した海盜でないことは、いふまでもなからう。

次は嘉靖四十三年(西紀一五六四)の柘林に於ける海兵の叛亂である。事は餉をその給すべき時に給せざりしより起つたので、廣東省城をさへ犯したといふ。當時廣東城内外の騒動は非常なものであつたらしく、明陳一松が『寶大司馬督府自湖吳公平倭凱旋序』(玉簡山堂集卷一)にこの叛亂を記して、

「潮有戊卒數百脫巾以海艦叛入省言狀省使者議必誅卒遂焚掠鄧鄙居民以去後誅失利勢張甚羊城大恐中略夫羊城古南粵百聚之國也承平日久變起倉猝無以應士大夫多欲他徙者脫少不戢則全粵搖動將益紛紛矣故論者謂公擒叛折崩有功德於東人者尤盛」といつて居る。自湖は吳桂芳の號であつて當時提督兩廣軍務であつた。柘林は潮州に於ける海上の要衝倭寇にても有名であつて、さきに引いた如く、『籌海圖編』にこの地を以て廣の東路第一關鑊となし、また柘林乃南粵海道之門戶據三路(東中西)之上游番舶自福趨廣悉由此入といへる處である。當時總兵湯克寬が之を禦いだが、その敗るところとなり、且つその戦艦を焚かれたといふ。桂芳は乃ち愈大猷をして之を謀らしめ、澳門に居た葡萄牙人の助を得て、之を討滅したのであるが、大抵の支那の史籍にはこの消息を擧げて居ない。幸に愈大猷の『正氣堂集』にこの事を處置した文書が残つて居るが爲め、やゝその委曲を明にすることが出来るのである。即ちその卷十五に『處柘林叛兵』とあるは計事の首に吳桂芳へ與へ

たもので、之を攻むるの形を露さば、その必ず揚帆して去るべく、大海汪洋再び攻め難きを以て「之」を撫するの状を示し、賊の怠るを待ち、之を襲ふべしといふに在る。次に「集兵船以攻叛兵」と題する書があるが、これ亦吳桂芳に與へたもので

叛兵事、決爲攻剿之圖、亦須旬日後乃可齊整、香山、澳、船、獸、取、其、舊、熟、用、林、宏、仲、者、數、船、功、成、重、賞、其、夷、且、貢、事、已、明、諭、其、決、不、許、獸、候、制、出、各、號、帶、即、差、人、分、發、澳、船、並、南、頭、白、石、船、冠、日、齊、至、合、攻、此、數、日、且、言、招、以、歎、之、賊、與、白、石、人、持、一、時、似、未、遁、走、如、恐、其、遁、走、草、草、臨、之、亦、難、萬、全、矣、乞、裁、之、

といつて居る。香山澳船はいふまでもなく葡萄牙船で、略して澳船ともいつて居る。南頭白石は澳名であり、林宏仲は多分葡萄牙人の支那名であらう。而して當時叛兵の據つて居たところは三門であつたことは計叛兵必伏誅と題せる書中に「哨探人三十晚、自彼回謂各船尙在三門、各徒分財不平、或在山或在船、不相和合云々」といつて居るので明白である。三門といふ地名は廣東海上今も處々にあるが、愈大猷が與徐僉憲書中に「東莞叛兵、近日撲滅、自湖公雄略、真卓越千古」といつて居るから見るも、柘林叛兵が東莞に據つて居たから之を一に東莞叛兵といつて居たので、從つてこの三門が東莞の三門であることが明である。實際普通に三門といへばこの三門で『廣東名勝志』東莞縣條に「三門海在縣西南六十里、海中有虎頭門諸山、因名之三門、其門即大步海、海中有媚珠池、珠蚌是出」といつて居るが、虎頭門外相距る遠からざる海中に今も三門山といふのがある。なほ吳桂芳がこの役に於て愈大猷の功を朝廷に

上つた書中に「撫商夷以助折衝」といふ句があるのでも、葡萄牙人がこの役に參加したことは知られるのである。

葡萄牙人がこの役に參加して功あるや頗る功を恃んで恣横なる狀があつたといふ。それは愈大猷の「論商夷不得恃功恣橫」といへる書に

金尅木、木尅土、土尅水、水尅火、火又尅金。豈彼物能尅此物而終無能尅彼者哉……用官兵以制商夷、用商夷以制叛兵。主在將之巧能、使之耳。商夷用強梗法、蓋屋成村、澳官姑息已非一日。三門之役、神妙之算、恩威之布、彼亦心服。今欲翦之、豈無良方？若以水兵數千、攻之於水、陸兵數千、攻之於陸、水陸並進、彼何能逞？此夥所用兵器、惟一軟劍。水戰不足以敵我兵之刀、陸戰則長鎗可以制之、無疑也。惟烏銃頗精、大銃頗雄、軍令一嚴、冒死一衝、彼自破也。往歲詔安走馬溪夾板數隻、同日而亡。猷所親見、今與之大做一場、以造廣人之福、竊謂唯名公能操發縱之權、唯猷可勉効。鷺犬之勞云云。

といつて居る。これは吳桂芳に獻策せしものゝやうで實行に至らずして已んだが、當時葡萄牙人が功を恃みて恣横の結果、かゝる擊攘の議を起すに至つたのにはその裡に何か因縁がなくてはなるまい。

以上擧ぐるところの二回の外、海盜剿滅の爲めに支那人が葡萄牙人の力を借りたといふ所傳は予輩の知れる限りに於て、ないのである。たゞ實際あつた事件も、故意に或は偶然に支那人の傳へないものがないとはいへぬ。さすがに支那は文字の國である。外人の助を

借つたやうなことは國の爲めに忌みもしやうが、大概の事件は何人か筆に依りて傳へられて居る。况んや明の如き近い時代のことは、材料も頗る多く現存して居るのであつて、たゞ葡萄牙人の助を借りたことは忌んで傳へぬにもしろ、廣東若くば香山に起つた戦争にして一言も之に及ばなかつたといふことは到底信ぜられないのである。况んや Du Halde の所傳の如き、この海冠は廣東省城を圍んだとさへいふではないか。海盜に依りて廣東省城の侵された記録は嘉靖年間に於て、僅かにこゝに擧げた四十三年の事件があるのみである。若し夫れ Faria e Sousa の所傳も Seemedo のそれも Du Halde のそれと同一事件であるとすれば Du Halde 所傳の内容より推して嘉靖四十三年海兵叛亂の事件を謂ふものと視なければならぬ。彼等はこの事件に關して年月を擧げてない、従つて之を西紀一五五七即ち嘉靖三十六年に起つたとせねばならぬ必要はないのである。否な彼等はその實嘉靖四十三年(西紀一五六四)の海兵叛亂事件を傳へたので、その紀事に多少の誤があるにもせよ大體に於て支那材料と相合ふのである。

しかも彼等はこの事件の結果として葡萄牙人が澳門に蓋屋成市するに至つたやうに謂つて居る。これは因より誤である。愈大猷の書中にも葡萄牙船を香山澳船といつて居る、また「商夷用強梗法蓋屋成村、澳官姑息已非一日」ともいつて居る。またさきにも既に擧げた如く、その後一年を経たる龐尙鵬の上疏にも「近數年來始入蠻鏡澳築室以便交易、不踰年多至數百區、今殆千區以上」といつて居る。されば海兵叛亂して、葡萄牙人の官兵を助けた嘉靖四

十三年には葡萄牙人は既に澳門に五六百戸の聚落をなして居たに相違ないのである。されば何故に *Faris e Sousa* 等はかかる誤をなしたかといふに、これにも亦た相當の理由があるのである。そは愈大猷の書中に見ゆる「功成重賞其夷目貢事已明諭其決不許」といへる句中より大體の想像はつくやうである。即ちこの句意より推せば出兵の條件は確にあつたので、葡萄牙人側より所謂貢事を要求したに相違ないことが知れるのである。愈大猷は直接若くば間接にこの談判の局に當つたやうであるが、功成ればその夷目を重賞するが、彼等葡萄牙人の要求せる貢事は決して許さないといふことを彼等に明諭した」といふのである。

しかも當時官軍の兵艦足らず省城すら危殆に瀕した情形から推し、はた支那官吏の欺罔是事とする對夷の慣例より推し、上官若くば朝廷に向ひては「許さず」と稱しながら外人に向ひて實際之を「許し」一時を糊塗せしに非ずやとも疑はれ得るのである。愈大猷は誠に一世の傑物である。しかも策士であり、權略家である。その必無を保證することは出來ぬ。況んや愈大猷と葡萄牙人の間にはなほ愈尙志といふものが介在して居るをやである。而して所謂貢事とは何を意味するか。表面よりいへば單に北京の朝廷に貢せんとする義であらうが、その實朝貢して以て澳門居留なる已成の事實に、朝廷より公認を得んとするにあつたらうと想はれぬでもないのである。所謂貢事は愈大猷の拒否に依りて行はれなかつたやうだが、澳門居留は出兵の條件として廣東官憲からたとへ一時の糊塗政策からであつたにしろ、認許せられたとすべきではあるまいが、少なくとも葡萄牙人はしか信じたやうであ

る。そは龐尚鵬の嘉靖四十四年の上疏に「不踰年、多至數百區、今殆千區」といへる居留民急遽の増加からも推測し得らるゝやうである。而してこの戦役後葡萄牙人が功を恃みて恣横なりしといひ、特に愈大猷が言を之に借りて彼等を驅逐せんと唱へたる、その間に何等か祕密の伏在せるを證せる者で、予輩は愈大猷等が一時の權略よりして葡萄牙人に澳門居留の認許を與へ、葡萄牙人はこの認許を公然のものとし、こゝに兩者の間に見解の相違を來したものと信するのである。當時果して葡萄牙人の傳ふるが如く、澳門讓與敕許の金牒の *Qin Chao (Chapa de ouro)* が贈られたとせば、そは吳桂芳愈大猷等の造作せしもので、中央の知るところではなかつたのであらう。何となればかかる例は支那の歴史に絶えてないのみでなく、當時果してかかる事あらんには、それこそ御史の口は嵌するに由なく、大猷桂芳等の位置は決して保たるゝ筈のものでないからである。たゞ廣東は遠し、地方官憲の密事は往々にして中央の知るところとならない。况んや彼等と外人ととの間の祕事をやである。

予輩は葡萄牙人の澳門居留の認許をかく觀るものである。廣東地方官憲の眞意及び情實は彼等の問ふを須るざるところで、嘉靖四十三年叛兵平定の結果、その功に依り、澳門居留の公許を得たりと信じたやうである。固より葡萄牙人澳門居留の事實は嘉靖四十三年以前の事で、そは愈大猷龐尚鵬の言に依りて明白である。而してその實際居留に至りし事情として萬曆の廣東通志の所謂「托言舟觸風濤縫裂水濕貢物願暫借地晾晒海道副使汪柏徇賄許之僅蓬累數十間後工商半奸利者始漸運傳瓦木石爲屋若聚落然」とあるの如何は知る可べ

からあるも(たゞ之がPintoの商人の請に依り居留を許すに至つたといふとやゝ趣を同じくするは注意を值す)龐尙鵬が「往來俱泊浪白等澳、限隔海洋、水上甚惡難於久駐、守澳官權令搭蓬棲息、造船出洋、即撤去、近數千來、始入蠻鏡澳築室以便交易」といへる、特に愈大猷が「商夷用強梗法、蓋屋成村、澳官姑息已非一日」といへる支那官憲の許可なくして、悉に屋を蓋ひ村を成し、守澳の官の之を黙過したといふのが、事實に近いやうであつて、これは嘉靖三十年浪白澳に泊した時からやゝ例とならんとしつゝあつたやうである。而して數年の後(Pintoに従へば嘉靖三十六年)彼等が濠鏡に移泊するに及びて過冬し及び久住の計をなすに至つたやうで、實際その地に居住するの認許を得たのはたゞへ地方官憲の糊塗政策からにもしろ(嘉靖四十三年のやうである。たゞ Faria e Sousa 等はこの官憲の認許と實際の居住とを同時に起つたとして居るが、これは常識から考へればさあるべき事で、外國の領土にその國の認許なくして居住せらるべき筈がないからかく書いたものであらう。しかもその實官憲の認許と實際の居住とは同時でなくして、少なくとも數年を隔てゝ居たので、かかる事は支那の如き國に於てのみ行はるゝ現象であるとすれば、彼等の誤も、實際已むを得ないとであらう。之を要するに Pinto は葡萄牙人が最初澳門に實際居留するに至つた事情を傳へたので、その年代も事情も略ぼ支那の所傳と合つて居る。而して Faria e Sousa 等は嘉靖四十三年海兵の戰亂よりして葡萄牙人の出兵し、その功を以て澳門居留の公認を得た、少なくとも公認を得たと信ぜらるべき事件を傳へたので、これまた支那の所傳と略ぼ合つて居る。而してこの相異

なれる年の相異なる事を同年同事としたのは後世の葡萄牙人及び史家であつた爲めに歴史の上に幾多の疑團を生ぜしめたといふのがこの問題に對する予輩の主張である。

### 九 Li Ma Hong 及びChang Si Lao は誰か

Du Hailieは葡萄牙人が廣東官憲の請を聽きて澳門より掃蕩した海盜の首魁の名をTechang Si Lao として居る。そして Fr. Juan de la ConcepcionはPhilippineに入寇した支那海盜 Li Ma Hong はChag Si Lao 盜夥の餘蘖であらうとして居る。嘉清の末年から隆萬に懸けて浙閩粵の海上を剽掠した海盜はその數枚舉に暇ない程である。しかも許棟王直等は問題外として之を除くうち最も有名なる者は張璉、吳平、曾一本、林道乾、林鳳等である。この中で外國に奔り、閩粵海上から、その踪跡を沒したものは吳平と林道乾と林鳳とである。即ち林道乾は東埔塞 Cambuja に逃れ、尋て暹羅に入つたといふが、林鳳は呂宋に奔つたと傳へられて居る。明史稿の凌雲翼傳には時寇盜略盡、惟林鳳遁去、鳳初屯錢澳求撫、正茂不許、遂自彭湖奔東番、魍港爲福建總兵官胡守仁所敗、是年冬犯柘林、靖海、碣石已復犯福建、守仁追擊至淡水洋、沈其舟二十、賊失利、復入潮州、參政金淵諭降其黨馬志善、李成等、鳳夜遁、明年秋、把總王望高以呂宋番兵討平、之」と見ゆ。こは凌雲翼の殷正茂に代つて提督兩廣軍務になつて居た時で「是年」とあるは、萬曆元年(西紀一五七三)即ちその就任の年である。これは恰も張居正專權の時でその文集中に林鳳に關して殷正茂(石汀)及び凌雲翼(洋山)に答へた手書が散見して居る。その雲翼に

答へたるものゝ中に「前閩中屢報鳳賊爲呂宋番人圍困」といひまた閩撫劉堯誨(疑齋)に答へた  
る書中には「近據閩廣所報賊形皆潰亂奔竄之狀鳳賊似不在其中」斃於呂宋之說恐不虛也果爾  
皆閩人之功若非遣諜行間彼番人安肯殲之乎などいひ(張太岳文集卷十七)又た愈大猷が凌雲  
翼に與へた書にも「海賊林道乾逃去西南番柬埔寨上山居住似無復回之理若回勢亦不大容易  
滅也唯林鳳逃去東南洋呂宋港中暫時泊船勢必復回但得六水寨二參將兵船齊整何患不能撲  
滅乎」などいつて居る(正氣堂續集卷一)。而して西班牙史家の所傳に據れば Li Ma Hong の  
Manis 湾に現はれたのが西紀一五七四(萬曆二年)で且つ閩撫から兵船を率ゐてそを搜索の  
使も來たといふから東西の所傳が相吻合して Li Ma Hong の林鳳たること一點疑を容るゝ  
の餘地もないのである。想ふに西班牙史家の Li Ma Hong は林 Lim Feng Phoung の訛に過ぎない  
だらう。

さて Li Ma Hong は林鳳としてそがもと隸屬して居たらうといひ Chang Si Liao は誰であら  
う。「明史稿」及び「明史」愈大猷傳に據ると張璉は「廣東饒平賊」とある。饒平は潮州所屬  
の一縣である。又た海賊曾一本者吳平黨也とある。これは種々の書籍に見えて居て殆ど  
疑ない事實である。たゞ吳平と張璉との關係は如何。愈大猷傳には「潮州倭二萬與大盜吳  
平相犄角云々」といつて居て吳平の潮州に居たことは知らるゝが、張璉との關係は明白でな  
い。ところが明徐中行の『天目先生集』卷十六「熊公(梓墓誌)」に

會閩師討(曾)一本一本曾敗閩師于馬甘澳茲閩稍勝輒敗諸將益懼公命縛閩將乃死戰獲

本先是平張璉等執渠魁數人吳平逃於安南餘黨至是始平

といつて居る。徐中行は當時の人であれば、その言は信用が置けるであらう。是に依ると吳平も亦た張璉の餘黨である。この吳平の安南に走つたことは『明史稿』及び『明史』の『吳桂芳傳』に稍詳しく見えて居て、湯克寬に攻められ、擒にせられたとも溺死をしたとも傳へて居るが、實際は不明である。而して同傳に據ると林道乾を「平黨」といひ「張元勳傳」に據ると潮州賊林道乾之黨諸良寶云云といひ、又「良寶黨林鳳」といつて居る。又た「殷正茂傳」には各處の群盜を擧げ、「潮州林道乾、林鳳、諸良寶」といつて居る。されば林鳳は諸良寶の黨であり、諸良寶は林道乾の黨であり、この三人は略ぼ時を同じくして居たのである。又た林道乾は吳平の黨であるといひ、曾一本は吳平の黨ではあるといへるが、略ぼ比肩して居たやうである。而して此等海賊は皆な潮州の生で張璉の遺孽であるといひ得らるゝのである。西班牙の史家も林鳳の潮州 Tiuchiu 人なるを知つて居た。而して此項に於ける潮州海賊の元祖は張璉である。予輩はこゝに Fr. Juan de la Concepcion の所謂 Chang Si Lao は張璉でないかと想ふのである。

支那で「老」は尊稱である。而して廣中の盜には『廣東新語』に依ると「頭目自大老」至「十老」といつて居るが、ただ予輩の見る所では、この數字は兄弟の順序をも謂つたやうで、第一子なれば「一老」といひ、第二子なれば「二老」といつたこと、信ぜらるゝ。張璉は所謂排四であつて四老と呼ばれたのではなからうか。即ち Chang Si Lao は張四老の音譯でなからうかと想ふ

のである。ただ張璉のかく呼ばれたといふ確據は目下何書にも發見するを得ざるを遺憾とするのみである。(許松を許一、許楠を許二、李貴を李二など)へるを参考せよ。

張璉はいふまでもなく、嘉靖四十年(一五六一)に吳桂芳、俞大猷等の擒るところとなつたのである。さればこの事は柘林海兵叛亂の僅かに三年前である。而して柘林は潮州饒平縣内の海口即ち澳であつて見れば、その海兵の叛亂とは極めて混同せられ易い關係に在る。或は又た海兵等は張璉の名を借つたかも知れぬ。兎も角 Du Haldé はこの兩者を混同じて、張璉即ち Tchang Si Lao を叛兵の首魁としたとより外想はれぬ。ただ叛兵等の首魁は潭允傳盧君兆等であつて張璉でなかつたことはいふまでもない。(大正六、一二、一八)

#### 備考

1 澳門は香山澳ともいひ、蠟鏡澳ともいふ。澳は海港の義である。この澳の名は蠟鏡といふを正しとする。そが香山縣の所轄であるが故に香山 Gaoxam 澳といひ、澳の入口即ち門に南北臺があるから澳門の名は起つたのである。龐尚鵬の『百可亭隨筆』に「由雍麥至蠟鏡澳計一日之程有山對峙如臺曰南北臺即澳門也」とあるのが即ちそれである。またこの門を龍屋門ともいつたらしく『日本一鑑』に「比有佛郎機號海王者官市廣東龍屋門」といひ、又た『稱海王者蓋屋居止龍屋門』といつて居る。この龍屋については霍韜の『文敏公全集』卷五下に「龍屋序」があり、「香山海濱有峭壁石立，世呼爲龍屋」といひて居る。蠟鏡或は漆鏡と書いて居るが正しくは蠟鏡であらう、また西名 Macao はその地に在る天后宮即ち亞媽宮から起つたといふが多分さうであらう。

2 佛郎機また佛朗機佛狼機ともかく、東方海上諸國人の西歐人を稱して一般に Frank といつたのは宋元時代より既に然りであつたが、近世葡萄牙人始めて東方に來航せしかば、遂にその特稱とな

つた。佛郎機は葡萄牙語 *Fringues* の對音であつて、當時東方人が葡萄牙人をしか呼んだことは *Euros* も之を傳へて居る。(Asin, Decada III, Liv. VI, Cap. I, 7) たゞ明人は時に呂宋の西班牙人と混じたこともあつたやうである。

3 「東西洋考」には萬曆四十五年及び六年の序がある。今傳ふるものに萬曆三十年郭榮等編纂の「廣東通志」がある。「洋考」に引けるもの、その文これと異なる。殆ど嘉靖年間のものであらう。

4 支那の史家はいはず Montalto の如きもその一人である(Historic Macro, 8)。

5 嘉靖初葉に於て支那人が如何に葡萄牙人を忌んだかは、霍韜が「若欲知備倭以下官賢否觀其處事夷入境略見之矣東南夷皆由廣入貢因而貿易互爲利市焉中國不可拒之自困惟佛郎機之夷則賊虐之桀也不可不拒因拒佛郎機併拒諸夷非策也爲今之策在諸夷之來則受之在佛郎機則斥之否則厲兵以防之示之必誅庶機失得賢否辨矣」(文敏公全集)卷十下「兩廣事宜」と云ふて知らる。霍韜は嘉靖十九年に卒した人であつてこゝに引けるものは嘉靖初葉に書いたものであらう。

6 Asin, Decada III, Liv. II, Cap. VIII. このうちに Barros は廣東の大官として Tutum 提督 Chintum 海道 Ohumpim 總兵 Puchanofij 布政使を擧げ、なほ財務の官として Connem といふのを擧げて居るがこれは宦官の對音で市舶中宦のことであらう。

7 Pinto はこの年から日本との貿易に依りて非常にこの地の富有を増したといつて居る。

8 支那艦隊の雙嶼を攻撃する葡萄牙人も亦被攻擊者の一たりしは、朱統の璧餘雜集卷二「捷報擒斬元児」(清平集穴以靖海道事)の奏文中に「生擒哈眉須國黑番一、名法里須、滿噶喇國黑番一、名沙哩馬喇、卯咲哩國極黑番一、名嘛哩丁牛」といひ、又た「識處夷賊以明三典刑以消禍患事」の奏文中に「又據上虞知縣陳大賓申抄「黑鬼番三名口詞、內開、一名沙里馬喇、年三十五、地名滿噶喇人、善使船觀星象、被佛郎機番每年將銀八兩雇用駕船、一名法哩須、年二十六、歲地名哈眉須人、十歲時被佛郎機番買來、在海上長大、一名嘛哩丁牛、年三十歲、卯咲哩人、被佛郎機番自幼買來、同口稱、佛郎機十人、與伊一十三人共漳州興波、大小七十餘人駕船在海上、特胡椒銀子換米布紬段買賣、往來日本漳州寧波之間、今失記的日，在雙嶼」

被不知名客人、擇小南船、載麪一石、送入番船、說有綿布綿紬湖絲、騙去銀三百兩、坐等不來、又寧波客人林老魁、先與番人將銀二百兩買段子綿布綿紬、後將伊男留在番船騙去銀一十八兩、又有不知名寧波客人、昧稱有湖絲十擔、欲賣與番人、騙去銀七百兩、六擔、欲賣與日本人、騙去銀三百兩、今在雙嶼被搜、六十人、內有漳州一人、南京一人、寧波三人、及漳州一人斬首、一人溺水身死、其餘遂散等語云々」といへるにて知らる。こは葡萄牙商船中捕獲せられし一般に乘組んだ黒人だらうが、當時貿易の情形は實際その口供の通りであつたらう。たゞ朱紈の捷報に依ると、捕獲せられた番人はこの黒奴三人のみで、葡萄牙人は多くは逐散したやうである。當時日本人の捕獲せられたものも僅かに二人に過ぎなかつた。又た滿喇嘯とあるは Bengal か、或は Mangalore あるか、さらば滿喇嘯 Malacca の倒であらう。哈眉須は Halibut (Abysinus) あり、頭咲哩は Galle かも知れぬ。たゞ Pinto がこの事件を西紀一五四二に起つたとして居るのはいふまでもなく誤り Danvers 氏が之に據つたのは、この事件に關する精確なる支那材料あるを知らなかつた爲であらう。(Portuguese in India, Vol. I, 462)

朱紈の捷報には「……入港搜逼、將雙嶼賊建天妃宮十餘間、察屋二十餘間、造業大小船二十七隻、俱各焚燒盡絕」といつて居る。而してこの地の葡萄牙人が、支那兵船の逐ふところとなつて一時漳州に逃れたことは朱紈の「六報閩海捷音事」の中に、柯喬等の報告を擧げ、「佛狼機夷船、先次衝泊、擔嶼、皆浙海雙嶼、驅逐南下云々」といへるので知れる。たゞ Pinto が寧波より葡萄牙人驅逐に際し、支那兵の爲めに殺されし基督教徒一千二百人中八百の葡萄牙人があり、且つそが海船二十五隻、戎克四十二隻中に於いて生ながら焚殺されたなどいへるは、例の誇張の辭に過ぎぬ。

浪泊澳を葡萄牙人は Lampasao, Lampakao, Lampacean, Lampazu など綴る。最後の z は上若くは。の誤であつて即ち浪 Lam 泊 pac(fek) 澳 ao'(oan) である。今の地圖にも澳門の西約十英里の海上に大林、鷄心洲等に包まれて浪泊灣といふのがある。

香山は正嘉の間葡萄牙人の傳ふるが如く、實際賊巢であつた。しかも嘉靖三十年前後に於てそこの地に據つた海盜のやゝ大なるものは嘉靖三十三年秋のそれである。即ち俞大猷は「論鄧城可

將軍(正氣堂集卷七)に「今秋香山賊雖流遁失勢人知必死似我實堅向微鄧城衝其腹心難改其黨悉未可二睡手而取之也」といつて居る。しかもこれは海寇何亞八、鄭宗興等の一派で、『籌海圖編』に「潛從佛大泥Patani國引番船于沿岸劫殺」といへるものだらうと想はれ、葡萄牙人は殆どその黨なれば之が支那官兵に代りて賊を撃つたらうとは想はれぬ。特にその年代も嘉靖三十七年の四年前であつて、葡萄牙人はなほ浪泊澳の通商さへ許されぬ時なるに於てをやである。

最後にこの論文を成すに當り、村上、池内、箭内、石田諸君が或は示教を垂れ、或は便宜を與へられたるを深謝しなほ富岡君に對して『日本一鑑』擅引の許容を懇請す。

## 高麗辛禡朝に於ける鐵嶺問題

池  
内  
宏

- 一 鐵嶺に關する明の通告
- 二 高麗末に於ける東西兩方面的經略
- 三 江界と黃城との關係
- 四 高麗の鐵嶺と黃城に於ける鐵嶺の稱
- 五 納哈出降服以前の遼東の形勢——黃城に於ける